
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美 君	2番	佐々木 裕子 君
3番	佐久間 光洋 君	4番	高橋 たい子 君
5番	安部 俊三 君	6番	佐々木 守 君
7番	広沢 真 君	8番	有賀 光子 君
9番	水戸 義裕 君	10番	森 淑子 君
11番	大坂 三男 君	12番	舟山 彰 君
14番	星 吉郎 君	15番	加藤 克明 君
16番	大沼 惇義 君	17番	白内 恵美子 君
18番	我妻 弘国 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	平間 春雄 君
会 計 管 理 者	村上 正広 君
総 務 課 長	松崎 守 君
まちづくり政策課長	平間 忠一 君
財 政 課 長	水戸 敏見 君
税 務 課 長	武山 昭彦 君
町民環境課長	佐藤 富男 君
健康推進課長	大場 勝郎 君
福 祉 課 長	駒板 公一 君
子ども家庭課長	笠松 洋二 君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭 君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君
財政課契約財産班長	鎌田和夫君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第4号)

平成23年12月15日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 9号 平成23年度柴田町一般会計補正予算
- 第 3 議案第10号 平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第11号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第12号 平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第13号 平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 7 議案第14号 平成23年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 8 議発第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例

- 第 9 議案第 15 号 平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負契約について
- 第 10 議案第 16 号 平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について
- 第 11 議案第 17 号 平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について
- 第 12 議案第 18 号 23 都災第 2801 号下水道災害復旧工事請負契約について
- 第 13 議案第 19 号 23 都災第 2805 号下水道災害復旧工事請負契約について
- 第 14 議案第 20 号 23 都災第 2806 号下水道災害復旧工事請負契約について
- 第 15 議案第 21 号 23 都災第 2802 号下水道災害復旧工事請負契約について
- 第 16 議案第 22 号 23 都災第 2804 号下水道災害復旧工事請負契約について
- 第 17 報告第 2 号 専決処分の報告について（平成 22 年度槻木中学校校舎改築工事（1 期工事）（繰越明許）請負契約変更について）
- 第 18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

日程第2 議案第9号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第9号平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災に関する震災住宅改修事業補助金の増額及び公共施設災害復旧工事に係る事業費を追加補正するとともに、槻木中学校改築工事において、国庫負担金申請内容の変更に基づき事業費の翌年度に組み替えのための減額、その他各事業実績の見直しなどにより、事業費を補正します。歳入としては、国の第3次補正予算に伴う震災復興特別交付税として措置すべきところですが、本予算編成時には関連法案がすべて成立しておりませんので、先例に基づき災害に対する起債をさせていただき、あわせて国県支出金などを財源措置とします。

なお、債務負担行為の追加及び変更、並びに地方債の変更及び廃止をあわせて行うもので

す。

これによりますと補正額は881万1,000円となり、補正後の予算総額は139億205万3,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 詳細説明いたします。

まず、議案書25ページ、お開きください。

今回の補正は歳入歳出の予算総額にそれぞれ881万1,000円を追加し、補正後総額を139億205万3,000円とします。

債務負担行為補正と地方債補正を先に説明いたします。

30ページです。

債務負担行為補正です。見開き次のページにわたる追加36件、これはいずれも24年度の当初から執行予定の事務事業について、23年度中の契約手続などを行うための債務負担行為となります。

32ページ、お開きください。

債務負担行為の変更です。いずれも槻木中学校校舎改築工事に伴う限度額の変更です。

1件目、改築工事を12億1,590万円増額するのは、23年度分としていたものを24年度に移したために増額となる変更です。

仮設校舎リース料の減額は、契約確定による変更となります。

33ページです。

地方債補正です。上の段、変更の地方特定道路整備事業費は1,210万円の増額。限度額を5,460万円としますが、これは起債協議が整ったことによる一般財源から地方債への財源の組み替えの手続になります。

市街地整備総合交付金事業費を480万円増額しますが、同様です。

安全安心な学校づくり交付金事業費は、槻木中学校校舎改築の主要な工程を24年度に移したため、減額とします。

災害復旧費は、災害査定をほぼ終えたことで地方負担額を地方債として措置し、結果、9億円を超える規模としてあらわしています。ただ、国の第3次補正の枠組みの中で復興特別交付税で措置される分がありますので、23年度の最終補正で財源の組み替えを行い、起債の

額を落としたいと思っております。地方債は減額になります。

下の段です。公立学校施設整備費負担金事業費廃止、これも槻木中学校校舎改築工事の23年度工事量の見直しによる手続となります。

歳入です。36ページ、お開きください。

歳入歳出とも主要事項についてのみ説明いたします。

まず、第1款町税です。法人町民税で2,200万円の増額補正です。町内の主要な企業で法人所得の伸びが見られます。補正後、法人町民税は2億円台の予算規模となります。

下の段、第15款国庫支出金、民生費国庫負担金、子ども手当負担金で9,208万円の減額を行います。これは子ども手当の制度見直し等に伴う事業費減額によるものです。

37ページです。

上の段、教育費国庫負担金で3,458万1,000円を減額いたします。

その下の段、教育費国庫補助金、安全安心な学校づくり交付金4,543万6,000円の減額。いずれも槻木中学校校舎改築工事の23年度工事量の見直しによるものです。

同じく社会教育施設災害復旧費補助金1,771万3,000円の増額は、震災で被災した社会教育施設、公民館とか体育館ですが、その復旧事業による補助金となります。

38ページです。

第16款県支出金、上の段、民生費県負担金、国民健康保険税の軽減分と障害者福祉費の増によるものですが、下の段の目3衛生費県補助金で2,109万5,000円を減額します。これは子宮頸がん等ワクチン接種が想定を下回ったためのものです。

39ページになります。

下から2段目、第19款繰入金です。財政調整基金1億3,171万6,000円を減額します。これは一般財源で一たん手当てした災害復旧事業について、補助と起債が認められたことで財源の組み替えを行ったために、一般財源が減額となっています。そのため、財政調整基金の取り崩し額を減額いたします。財政調整基金は2億6,000万円程度の残高、名目の残高になっていましたが、この補正で約4億円の規模に戻ります。

40ページをごらんください。

下の段になります。第22款町債です。槻木中学校改築工事の見直しで3億2,432万円の減額、災害復旧事業債で5億5,360万円の増額措置を行います。

歳出、説明いたします。41ページです。

まず、前ページにわたって各費目で計上している人件費、給料、職員手当等、共済費等で

すが、これは人事異動、時間外手当の増、共済費の増などによるものです。人件費総額で見れば、最後のページになりますが、約200万円の増額となります。後でごらんください。

第2款総務費です。上の段、一般管理費、職員退職手当300万円の増額補正ですが、早期退職が発生したための追加負担となります。

下の段になります。財産管理費で需用費、修繕料230万円を追加します。これは震災で傷んだ庁舎の修繕を行います。

43ページの下の段、ごらんください。

統計調査費の目2地籍調査費が各費目で減額を行っております。これは震災の影響で今年度の事業が休止になったための減額措置です。

44ページです。

第3款目1社会福祉総務費11節修繕料をごらんください。200万円です。これは震災で傷んだ地域福祉センターの修繕費として計上します。

その下、28節繰出金、国保会計の保険基盤安定分、これは保険税の軽減分が主なものですが、1,677万円を繰り出しします。

45ページです。

上段の11節修繕料300万円計上しております。これは震災で傷んだもみのき園の修繕費となります。

20節扶助費、障害福祉サービス費2,498万9,000円を追加します。これは障害福祉サービスの利用者が増加したための措置となります。

次の段ですが、第3款民生費目1児童福祉総務費で、工事請負費511万8,000円を追加します。槻木保育所、西船迫保育所の大規模改修工事を進めておりましたが、追加工事分となります。

目2児童措置費、扶助費、子ども手当で9,901万5,000円を減額しますが、特措法等の施行に伴う支給額の変更と対象見込み数の減によるものです。

47ページ、お開きください。

上段、目1災害救助費で185万2,000円を減額します。これは震災による埋葬費対象者数の減ですが、総数は25人程度と見込んでいます。

48ページ、上段です。

目7予防費、委託料で4,699万6,000円を減額しますが、各種ワクチン接種の対象者数の減によるものです。

中段、第4款衛生費目2し尿処理費で382万5,000円を増額します。震災でくみ取り量がふえております。そのための追加措置です。

49ページ、下の段です。

第7款商工費目1商工振興費で、震災住宅改修事業補助4,410万円を増額します。この補正でこの事業総額では1億3,410万円、人数にしますと1,341人になると思いますが、その事業規模となります。

50ページをごらんください。

上段、目2観光整備費ですが、船岡城址公園の案内板設置のための委託料70万円、同じく工事請負費100万円を計上します。

また、19節負担金補助及び交付金では、震災に伴い中止となった桜まつり実行委員会補助を精査いたします。

下の段、第8款土木費目2道路維持費です。槻木四日市場地内用水路分水門設置工事費、新たに900万円を計上します。

51ページ、ごらんください。

上段、目3道路新設改良費で富沢16号線の設計・測量・鑑定委託料を減額します。これは契約確定によるものです。

また、工事請負費で上名生3号線の改良工事で1,500万円を計上します。事業量の増によるものです。

中段です。都市計画費目3公共下水道費、繰出金1億2,433万2,000円は、震災に伴う下水道復旧費の一般会計負担分として計上いたします。

下の段、目1住宅管理費で、町営住宅電波障害防除施設撤去工事費884万7,000円を減額します。これは地上アナログ放送が延長されたこと、来年の3月31日までですが、そのために撤去事業を24年度に繰り延べします。そのために全額減額といたします。

52ページです。

第9款消防費で、消防団用投光器セット購入費200万円を計上します。これは市町村振興協会交付金を財源とする整備となります。

中段、第10款教育費目2教育管理費で、総額4億3,237万7,000円の大きな金額を減額補正いたします。仮設校舎リース料の契約確定、また、改築工事の23年度分の事業量縮小による減額となります。

55ページから56ページにかけ、震災にかかわる復旧費を計上しています。

まず、55ページの中段、目1農林水産施設災害復旧費、これは財源の組み替えです。

その下、土木施設災害復旧費では3億741万2,000円を、下の段、教育施設災害復旧費では172万円を計上します。

次のページ、56ページ、社会教育施設災害復旧費として、委託料、工事請負費を合わせ3,223万2,000円を計上します。

下の段、公債費は財源の組み替えとなります。

以上、詳細説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については款2総務費、41ページから、款4衛生費、48ページまで、款6農林水産事業費、48ページから、款12公債費、56ページまでといたします。

まず、債務負担行為、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 33ページなんですけれども、地方債補正の災害復旧費、これの限度額が変更になっていますけれども、今回の東日本大震災に関連しまして、今まで何度かずっと災害債というんですか、これにかかわる起債を何回か起こしていますけれども、今までのその関係の起債というのがこの限度額9億2,580万円という金額なのかどうかをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、基金関係ですね。今回基金に戻し入れがあって、1億3,000万円ぐらいですか。大体4億円になったということなんですけれども、これについても災害関係でずっと今まで3月、4月、6月、8月、9月、10月と、定例会、臨時会において基金を災害関係に繰り出ししているというののトータルですね。その辺の金額をちょっとトータル金額をお願いいたします。災害関係です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず1点、33ページの災害復旧費の9億2,500万円になった補正後の限度額ですが、これが今年度災害復旧費として起債予定額とする全費用になります。ただ、この中には1億近い台風のものも含まれます。全部が震災ではありません。ただ、多くは震災です。このうちからまだ確定はしませんが、4億から5億が特別交付税で戻る手続きが3月末に行われると思いますので、その時点でその金額は落とすことになります。これは特別交付税として現金として一般会計の方に入ってきて、いわゆる借金の必要がなくなるとい

うふうに見ています。ただ、金額についてはまだ確定はしていません。

あと、もう一つが財政調整基金ですが、4億円を超える金額を震災対応として取り崩しを行っております。そのうち1億3,000万円をとりあえず現金として入ってきているわけではないんですが、補助金や起債というふうな財源がほぼ見えてきましたので、1億3,000万円をまず第1回目として一般会計のいわゆる現金分を財政調整に戻したということです。それで現在の金額が4億円の水準でということです。

○議長（我妻弘国君） ほかに。再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） きょうのこの後の歳出の方にもかかわってきますけれども、そうすると今回の災害関係で起債した分については、逆になぜ今議会なのかなど。起債を起こすのがですね。この国の関連法案がすべて成立していないということなんです。きのうの人事院勧告の件でもまだ成立していないのにとということもあつたんですけれども、2月、3月あるいは1月、臨時議会等での補正でもこの起債は可能じゃなかったのかなというふうに思います。なぜ今なのか。ちょっと私考えるところでは、その業者さんとの契約関係がね、工事の契約関係が発生するから今やらなくちゃならないのかなと、予算計上をやらなくちゃならないためにこの起債の予算計上もそれに従って早目にしなくちゃならないのかなということなんかも考えるんですけれども、なぜ今なのか。

それと同時に、少し外れるかもわからないんですけれども、こういう災害工事にかかわって、実際いつその作業が始まるのか、そして始まって業者さんにお支払いというのはどういう形でなされるのかなと。要するに借金のタイミングとか、支払いのタイミングとか、予算計上のタイミングとかというのはちょっとよくわからないので、ちょっとその辺の説明をお願いしたいなと思います。

それともう一つ、その基金に関しては4億円ぐらいいろいろ今年度災害関係に出したと。そのうち半分ぐらいは戻せそうだとということ、年度中にですね。その残は来年度以降ということになると思うんですが、その辺はどのような見通しになるのか、お伺いしたいと思います。すべては戻せないと思いますけれども、まだ戻せる部分が来年度部分、来年度以降ですね、戻せる部分どのぐらいあっていつごろなのかなというようなことがわかればお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、起債全般について説明いたしますが、今回あくまでも予算ですので、起債いわゆる借金をまだしているわけではありません。起債の予定として掲げて

います。大抵の事業についてはその起債、予算掲げるわけですが、起債を起こすのは、起債って実際にかえるのは、工事が終わってからの確定額によります。ですから、予算で1億円の起債予定と書いても、工事が9,000万円で終わればいわゆるその起債額は、実際にかえる額は最終的には9,000万円というふうに沈むことになります。

今回、なぜ確定もしていないのを震災にかかわって起債、12月によこすのかということについては、復興特別交付税、特別交付税なんです、その金額は記載の対応額部分について振りかえてよこすというふうになっています。ですから、一たん県と起債協議をかけたままに起債をかけていい事業か、簡単に言いますと災害で傷んでいないものまで持ち込まれて起債協議されてしまえば、災害起債でないわけですから、それは起債外れちゃうわけですね。そこまでは特別交付税見ないよということですので、災害にかかわる起債と認められた分について一応3月の末に特別交付税に置きかわるというふうな手続になります。そのためには予算でもって一たん町の方針としてこれは起債にすべきですよということで9億円の予算計上をしています。

あと、実際の工事のかかわりなんです、その工事の進捗については災害は23年度から24年度の繰り越しで2カ年かけて全部終わらせるわけですが、予算的な措置は23年度に柴田町の場合は全部終わらせます。繰り越しとして事業枠を24年度に持ち越します。実際の工事業者に対しては、もしも始まる時については契約に応じて40%まず前渡しがあります。それでもって工事に入ってもらふということになりますし、その後必要であれば出来高に応じて概算払いも可能となります。かかる経費については国から入ってくる金も原則的には終わってからの補助金、起債なんです、補助金については必要であれば県、国に対しての概算交付を町から行うこともできますし、実際行っています。実際の資金繰りと予算が少し合わない状態にはなるんですが、終わりまでにはきっちりめどがつくと。事業完了後2カ月ほどで完全に事業のお金の精算は終わるといふような事業になっています。

震災にかかわっては23年度で全部完結させますので、それは基金の戻しも同じです。3月31日付になりますので、どうしても報告は4月、いわゆる出納閉鎖終わった後になるかと思いますが、3月31日のいわゆる基金残高としては、財政課の目標としては6億円を掲げています。ただ、24年度取り崩しがありますから、その一瞬なんですけれども、とにかく23年度の期末残高としては6億円のやはり残高を持たないと、次の震災に備えることができないなというふうな考え方を持っています。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） ちょっと答弁漏れといたしますか、今年度中に戻る、戻せる、国等からのいろんな交付税とか、戻せる部分と、あと今回4億円でしたか、大体トータルで。そのうち1億円ぐらいは震災住宅復興で町の単費になるということで、まだ少しもっと国から基金に戻せるような形で来年度以降もらえるといいますか、交付税とか交付金とかというような形で国から地方自治体の方にももらえるようなものがあるのかなのか、ちょっと。制度的に。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 原則的には震災復旧でかかった費用以上のものが戻ってくることはあり得ません。当然、今回の震災でもって町がやはり負担しなきゃいけない部分、例えば災害復旧のための設計費、これはもう1億から2億の幅になりますけれども、これは補助金も何も該当しませんので、町の持ち出しになります。また、町のいわゆる10万円の住宅の修理なんですけれども、これについては町単独ですので、特別交付税の方で一部見られることはありますけれども、上回って見られるということはありません。ですから、そのほとんどが23年度の予算として第3次補正にかかわって23年度として全部処理されますので、来年戻るとするのはこれからの復興計画、復興事業以外ではちょっと考えられません。ですから、3月31日でもってほぼ全容、財政的な全容はお話しできるような状態になるかと思えます。その見通しの上でいわゆる町の貯金を6億円で回復したいというのが、できるだろうというのが町財政課の見方ということでお話しいたしました。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 1点だけ、歳入の36ページの町税ですね。法人税が伸びているということなんですが、この要因をどういうふうに分析されているか、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

今回、法人町民税の方で2,200万円の補正を計上させていただきました。当初、現年度の当初が1億8,330万1,000円でしたので、毎月法人税は積み上げが来ます。確定とか中間とか予定ということで、毎月その決算時期に応じまして各法人が申告してきた内容で10月末の調定の累積額が2億574万6,500円になっています。その金額と先ほど申し上げました当初の1億8,330万1,000円との差額、2,244万5,000円、その収納率もありますので端数の方を切り捨てていたしまして2,200万円今回計上させていただきました。

理由といたしましては、毎月の3月11日の震災の関係で納期限の延長、それから申告の期

限の延長ということで、本来6月、5月に申告いただくべき法人が9月30日まで期限の延長がされたことから、9月、10月になって初めてその金額が明らかになって今回の補正という形になります。

よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 白内です。大坂さんの質問の続きなんですけど、先ほど3月31日の基金残高は6億円を目指すということだったんですが、その前の説明では震災の全費用のうち4億円から5億円は特別交付税として戻る予定ということだったので、それであれば現在財調が4億円、それにプラスという考え方ではないんですか。そのほかに2億円から3億円、財源が何か必要なんじゃないかな。

それから、24年度の予算計上、当初予算では、財調の取り崩しをどのくらいにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） あくまでその4億円から5億円近いお金が戻るというのは、いわゆる起債予定額、借金をすべき、借金をするはずだったものが戻ってくるということです。ですから、借金すれば当然4億円の現金が借金して入るわけですけども、それが交付税という形で入ってきますので、借金をする必要がなくなるというだけですので、現在の手持ちのお金がふえるわけではありません。

まだ24年度については、大きな財政課としての枠組みできり試算はしていないんですが、2億円程度は財調の取り崩しが必要になるのではないかなというふうに見込んでいます。まだ12月に各課との予算調整が始まりますので、その中で確定していきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 震災の方は復旧費の方はわかったんですが、そうすると24年度当初予算では大体2億円ぐらいは取り崩さざるを得ないということで、最終的な決算では大体どのくらいを見込むんでしょうか。要は本当の24年度のその財調がどのくらいなのか。もちろん細かいところは今からなんですけど、大体どのくらいを見込んでいるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 財政調整基金をその予算で説明していくというのは、なかなかこれ難しいところがあるんですけども、その論理だけお話しすれば、3月31日でとにかく予算名目は6億円の規模、ただ、決算ベースではもう1億積み上がるだろうというふうに思っ

ています。決算剰余とか入ってきますので。ですから、これは財政調整基金と減債等基金合わせた金額になりますが、7億円を超える金額が9月の決算報告では23年度末報告にできるかなというふうに思っています。ただ、単純な年度の予算的なやつでは積み上げで報告できるのは6億円というのは予算上の名目残高ということでお話ししました。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。町長。

○町長（滝口 茂君） 来年度どのぐらい取り崩すかというよりも、この議会で表明しておりますように、年度末に5億円の現金を持つような財政運営をしていきたいというふうに思っております。ですから、年度途中で9月の補正予算の段階では2億6,000万円しかなくなったんですね。今回1億3,000万円戻して約4億円ということですね。ですから、年度末にはあと2億円積みまして6億円ということになります。ですから、途中、途中で上下はしますけれども、最低限現金としては年度末に5億円は確保するような財政を運営していけば、特に後年度問題になることはないのではないかなと。資金繰りの関係ですね。それでなくとも、来年度は槻中が本格化しますし、町営住宅が本格化しますし、スポーツ・文化ゾーン整備構想とか、いろんな構想がメジロ押しでございますので、ただ、財政的には5億円は切らないような財政運営をして、資金繰りはショートしないように、それは心がけているつもりでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。

41ページの総務費から48ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に、48ページの農林水産業費から56ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 50ページの土木費の節15の工事請負費、四日市場地内の分水であります。これのちょっと内容を聞きたいなと思います。

その下の公有財産購入費、槻木169号線の道路用地、そしてまた、船岡の中央33号線、その辺のどのくらいずつかかるのか、聞きたいと思います。

それと同時に、その次のページの51ページの富沢16号線、1,500万円戻すわけですが、これは来年も継続していくのかどうか。以上。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、50ページの道路維持費の工事請負関係であります。四日市場水門の設置ということです。これにつきましては協議団体といたしますか、関係機関が県の大河原振興事務所と、それから名取土地改良区になっております。排水機場関係が大河原振興事務所なんですけれども、そこでまず協議をしておりますが、導水路、今排水機場で阿武隈川に自然流下あるいはポンプアップで流すわけですけれども、そこに導く水路が両面が平板ブロックといたしますか、張りブロックで実はなっています。そこが河床ですね、河床については土砂がそのままだということで、今回そこに水を落とすわけですけれども、護床工、要は河床を守るための護床工ですね。布団かごとということで今回増額になったということと、それに伴う仮締め切りあるいは切り回し関係が出てきました。それから、ボックスカルバートの地盤がということで、地盤改良がふえています。

それからもう一つは、稲荷山用水路、要は水利権が名取土地改良区にあります。そこも当然協議になるわけですけれども、名取土地改良区の名取公道、今回の地震で津波で田んぼが海水に浸ったということで、来春のその農家の稲作の作付のために除塩作業といたしますか、水を流して田んぼに水を入れて、あとはちょっと代をかいたりするかわかりませんが、その除塩作業を計画しているということで、これについては当然用水として通水をしなきゃいけないということになりまして、仮締め切りあるいは水かえ等々がふえて、今回の増額という形をお願いをしております。

それから、その下の公有財産購入費であります。船岡中央33号線の用地買収です。これにつきましては、駅の2区の集会所の隣に実はJRの更地といたしますか、平らな土地があります。JRの方が処分したいということで調べましたら、町のU字溝がその用地の中に入っているんです。今回そのU字溝を新しく入れかえるといいますか、とって入れかえるという金額がかさむものですから、今回その用地買収を3平米ほどなんですけれども、JRと話を詰めております。

それから、槻木169号線の道路用地であります。これについては大坂議員さんの方から前にもちょっと一般質問でありました千間堀踏切で、渡って富沢といたしますか、槻木小学校側のあの三差路といたしますか、その用地を今回243平米ですけれども、買収という形で今回お願いをしているところであります。

それから、次のページの富沢16号線、道路改良、それから実施設計、用地測量、鑑定委託料ということで、今回減額をしているわけですが、22年度繰り越しということで3,000万円ほ

どなんですけれども、繰り越しで実は委託を発注しております。当初は現況測量あるいは概略設計、あるいは一部地質調査等々を発注しておいておりますが、落札率が大きかったので、23年度、今年度分の実設計、そして地質調査、そして解析業務、あと橋りょう関係の設計もできることになったということで、今回、残るのは用地測量だけなんですけれども、用地測量しますと、実際はそれで済むんですけれども、予算が実は1,500万円ほどまだ今回減額の分があります。その次のステップといいますと、用地買収に実はかからなきゃいけません。用地買収は地元の協議といいますか、センターといいますか、中心は「ここ通りますよ」、それから橋りょうの河川協議あるいは県道の交差点協議、それから公安協議ですね。そこがまだまとまっておりませんので、用地買収まで実はいきません、今年度は。用地測量分だけ実は残して1,500万円が実は余ってくるといいますか、なかなか使えないということで、この地域活力基盤創造交付金事業、3カ所、きのうの佐々木議員さんの方からも一般質問でありましたけれども、富沢16号線とそれから上名生3号線と四日市場1号線をやっています。その分を今回上名生3号線に箇所がえ流用ということで、返すのではなくて、まだやるところが上名生3号線もありますので、そこに回して今回事業費をかえないで事業促進を図りたいと、こういう内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 工事請負費のその四日市場地内の900万円の件であります。前回多分新年度で当初予算で2,100万円ほど予算措置しているはずなんです、それでも足りなかったのかね。これからもその用地のいわゆる水門つくるための資金がまだ足りなくなるのかどうかね。それと同時にやはり名取用水を利用する関係で、多分この件は槻木の排水路の関係でこういうふうな分水門をつくるんだろうとは思いますが、除染関係で水を流しているとき、たまたま大雨の際に、そういうふうな格好でなりますと、水は流さなくてはならない、雨水で冠水するというような状況になった場合、対応できるのかどうか、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 今回900万円の増額をお願いしておりますが、当初については1,350万円ほど計上させていただいております。トータルで2,250万円になります。最終的にはある程度名取土地改良区、あるいは県の大河原振興事務所と設計的に詰めてきていますので、最終的にはこれで間に合うのかなとこのように思っております。

それから、そうですね。昨年12月でも、実は21日ですか、36ミリ、トータルで151ミリほど槻木あるいは船岡で100ミリありました。まさしく大雨のときに水をということになります

けれども、当然事前の気象情報とか、それから当然名取土地改良区から委託を受けている町内の業者さんがおります。名取のその取水口をとめてという形になりますので、土地改良関係の排水機場もありますので、連携をとりながら冠水のないように進めていきたいとこのように思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） ちょっと1点だけ、もっと詳しく聞きたいなと思うんですが、ちょっと去年の12月22日かな、21日かな、かなりの雨降って、南浦に冠水したわけですが、そのときにいわゆる稲荷用水に流す水門が2カ所あるはずなんですね。一つは16区の集会所の近辺に水門が一つありまして、あともう一つは畑中の踏切あたりにあるわけですが、その畑中の踏切のところの水門がだれが管理して、だれがあげているのか。例えば、16区の方でありますと近隣に消防団の方がいましてあげてもらったりしているわけですが、畑中の踏切の近くの水門はだれが管理しているのかちょっとわからない点があるものですから、教えていただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 畑中踏切、あそこの踏切の近くに小池さん、あそこは用水、要はポンプアップする施設で畑中の柴田町土地改良区の裏にたしかあの水路があるんですけれども、そこだと思います。そこから村田屋食堂屋さんの方に行っているところに水門実はJAみやぎ仙南のアグリですか、あそこの後ろにあるんですけれども、それについては町の方で管理をしている、だれだれさんにお任せということじゃなくて、車両センターで直接行って管理をするという水門になっております。（「終わり」の声あり）

○議長（我妻弘国君） いや、どうぞ。もう1回。

○14番（星 吉郎君） この前の多分9月の台風のときだろうと思うんですが、いわゆるちょっと名前言ったら失礼なんですが、村田屋さんのあの辺の近くの冠水がかなりありまして、水門あいていれば冠水しなかったのという話が二、三の方から聞いたものですから、今だれが管理しているのかなということを知りたくて聞いたわけがあります。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 実は私も赤くペンキで塗られている水門で、ちょっとなぜなのかなということで車両センターの職員と一緒に実はこの雨降ったときに回りました。あそこの水門が微妙な水門で、稲荷山の水位が上がらないときにはあけて、そして旧国道を横断して、新しいあのセブンイレブンさんとか大沼医者さん、あそこが横断してくるんだそう

です。逆に水位が上がりますと、今度は逆流してあちら側に流れてしまうということで、水門でこうとめて、そしてあちらに行かないようにという形でそういう作業をしている水門だということで、そんなに水門自体は大きくないんですけれども、機能的にはかなり行ったり来たり水位がするものですから、ちょっと重要な水門だなと思うっておりますので、今後やはりちょっと管理人といいますか、やはり近くの方にとか、状況を見ながら機敏にできるようなやはり体制をちょっととらないといけないなとこのように感じておりました。

○議長（我妻弘国君） ほかに。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 56ページの下の方の工事請負費なんですけれども、総合運動場から郷土館まで出ているんですが、1点目はこれいつまでに工事を終える予定なのか、そして各施設にもよるんでしょうけれども、大体どのような工事、どの程度の工事なんでしょうかね。それは各施設の利用に影響というのはないのかどうか、これが1点目です。

2点目は、一般質問で町が避難所として6カ所優先するということなんですけれども、それがここにどのくらい含まれているか。工事期間がどのくらいかわかりませんが、自然災害ですね、大きな余震とかゲリラ豪雨というのは今すぐ起きるか、5年後、10年後、一千年後になるかわかりませんが、この工事期間中もしもそういう大災害があった場合、町民というのはどこに避難すればいいのかですね。これらの施設が避難所として機能するには、今回のこの工事は影響はないと、避難所としても使えるんですというのであれば、何も心配はないんですけれども、その復旧工事の程度によってはここは避難所として使えないというのであれば、町民はいざというときどこに避難すればいいのか、迷うことになりますので、ちょっとそこ心配かなと思うんです。例えば今回は町民、特に周辺住民などにはこれらの施設がいつまで工事するのかとか、あと場合によっては避難所としては使える、残念ながら使えないとか、そういったことを私はやはり周辺住民などには確実に周知しておくべきでないかなと思うんですけれども、そのためにはやはり広報しばたとかじゃなくて、回覧とか、こういう町内にある町の掲示板とか、あともちろんこういう該当する施設の掲示板なんかも出すんですけれども、そういったことも考えているのかどうかですね。工事のためにということでお聞きしたいと思います。

3点目は、こういった工事とか、あと追加工事も含めて、復旧工事かなり多くて、入札してどの業者になるかわかりませんが、主に町内の業者が優先というこれまでの地元企業優先、育てるということであれかもわかりませんが、ここまで来ると町内の業者だけで対応できるのかと。例えば、その町内の業者が落札しても、実質は町外の業者に下請とか、そ

の孫請させているとか、させるとか、そういう状況がないのかどうかですね。ちょっとそこある意味心配というか、お聞きしたいと思います。

最後、4点目なんですけれども、大震災とか9月の台風の被害の復旧工事が優先されているということで、ほかの事業のおくれというのがないのかどうか。例えば都市建設課で言うと、船岡の銀座通り、私地元の人から相談受けて、車道と歩道を区切っている丸石というか、丸玉と言うんですか、あれ撤去するのどうなんですかということで、この前地元の方からようやく予算がついてたしか今年度中に撤去してもらえるとというように役場から言われたと聞いていたんですが、ちょっと私も最近車でしかあの辺通らないので、あれがどうなったのか。ある意味、町民の方も復旧工事が大事だというのはわかるんですが、そういうやってくると言われたことについてどうなっているかですね。一つの例として、あの船岡の銀座通りの撤去のことをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、財政課の方から答弁いたします。

まず、56ページのこの工事請負費、社会教育施設なんですけど、これ全部合わせても2,500万円の規模、実に小さな災害復旧なんです。通常であれば、後で直すというふうにするんですけども、実は国が3次補正でいわゆる地方債事業として組み立てれば100万円の事業でも200万円の事業でも特別交付税として出すというふうなアナウンスがあったものですから、急遽事業を組み立てて、最終災害査定に間に合うようにしています。この中で財源見ていただきたいんですが、この2,500万円の事業費の場合には地方債1,370万と細かい金まで組み立てています。ですから、一つ一つの工事が機能を失うような大きな修繕ではなくて、壁にひびが入った、ちょこっと何が落ちたというふうにゆっくり修理していけばよかったものを、今回あえて全部計上しているということですので、議員さんの心配なような避難所として大丈夫なのかというふうな心配の今回復旧工事ではないということをまず申し上げます。そういう意味でことしの災害復旧工事はその部分を頭に入れていただいて見ていただきたいというふうに思っています。

もう1点は、3点目にお話がありましたが、業者全部できるのかということなんですけれども、かなり、特に建築の場合にはかなり厳しくはなってきたはいるんですけども、大きな工事ではないということですので、原則的には3月31日まで小破修繕というふうな考え方でできていますので、できるだけ町内の業者さんに発注して受けていただいて工事してもら

と。あと、下請の、孫請の話もありましたが、一応特定建設業というふうな大きな事業者以外については、3割相当以上の下請についてはある程度規制かかりますので、ほぼ小さな工事については全部自分のところでやるというのが実態というふうに財政の方では見ています。

1点目、避難所も含めて3点目をお話ししました。

○議長（我妻弘国君） 銀座通りについては都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 銀座通りですけれども、工事は発注をしております。今、交通協議関係を整えているかと思えます。それで、業者さんも確定してまして、ただ、重機関係の置き場といいますか、その辺を地元のその地権者の人と交渉しているという話は聞いております。ですから、現場にはそろそろ始まるんですけれども、ただ、年末年始ということもありますので、その辺あと商店会の会長さんの方ともう一度詳細に打ち合わせをさせていただきたいとこのように思います。工事は発注をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） そんなに大規模な工事でない、壁を塗るとかということですが、逆にも、逆に町内でいう工務店さんとか、塗装店さんとか、柴田町そんなに被害は大きくなかったとはいえ、一般の住宅でも屋根がなかなか直らないとか、家の中の例えば壁ちょっと崩れたのを早く直してほしいんですけども、業者さんが正直言って全然来てくれないというような町民のそういう状況の中で、この財政課長が言う小規模な工事だと言いますが、かえって私はそういう業者さんが少ないというか、忙しくて大変じゃないかなという気がするんですけども、それでちょっとその点もう一回改めてお聞きしたいのと、あとは一応はこういう避難所に指定されているところが、本当に小さな工事かもわからないけれども、該当する施設の外なんかには一応はこういう工事をしていますという表示はするんでしょうか。避難所としてどうかというんじゃないけれども、まずその2点お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 工事発注して業者さんが工事をする場合は工事看板等を設置しますので、工事の方はやっているということがわかると思えます。

それから、工事する場合は、地域住民にもお知らせしてやっていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「震災業者……」の声あり）工事をしてくれる、修理をしてくれる業者さんが少ないということで。

○公共施設管理監（小野宏一君） 現在、災害復旧工事や通常業務の方を建築の方も実施しておりますが、今のところ順調に進んでおりますので、その辺がありますので、心配ないと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。はい、再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 一応こういう施設、小さな工事だけでも今度は周辺住民にも一応は周知しておくということなんですけれども、区長さんとか自治会長さんに言えばある程度わかるかもしれませんが、自主防災組織に一応こういう避難所としてなっているところを小さな工事だけでもやっているということは、はっきりと周知しておくべきじゃないかなと思うので、それがそういうふうにするのかどうかということを確認したいのが質問です。

あと、これからのことは質問じゃなくて、今度の大地震対応ということで参考までに申し上げたいのが、テレビで何か宮城県庁は民間企業にもその大地震のときにどういように対応したかということを知って、それらを含めて対応マニュアルを変えるというふうにありましたので、これは私は参考として柴田町もそういうことをしたらということを経験して、質問あと一つだけ答弁お願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） では、答弁求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 舟山議員のご質問ですが、避難所として使われている分の工事の状況について自主防災組織の方ということですが、自主防災組織の会長さんというのは今現在柴田町は全員行政区長さんがなっております。今月26日に行政区長会議がちょうど開催されますので、こういった情報もそういったところで発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。5番安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 3点お伺いしたいと思います。

ページ、54ページです。公民館費の需用費の中に239万1,000円、修繕料が計上されております。これは船迫生涯学習センターの件が主だとは思いますが、その工事内容はこういったものなのか、修繕内容がこういったものなのか、教えていただきたいと。

それから、ページ、55ページの保健体育施設費、これも需用費、修繕料115万5,000円計上されております。これも槻木体育館のことが主なものだと思いますが、修繕の内容を教えてください。

それから、ページ、56ページです。社会教育施設災害復旧費、委託料、工事請負費の中に、使用中止となっていると認識しているんですけども、船岡体育館のことが全然入って

いないんですけども、大変利用者が不便を来しておりますけれども、見通しはついているのかどうか、いつごろ使えるようになるのか、その見通しをお知らせしていただければと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 答えいたします。

最初の公民館費の修繕料239万1,000円の内訳ですけれども、船迫生涯学習センターの多目的ホールの天井の照明があるんですが、それが電圧端子の故障がありまして4灯今使えない、あと1灯はちょっと不具合ということで、照明設備全体のもう耐用年数がある程度超えておりまして切れてしまうという状況が続いていたものですから、照光機等も含めて一体的に取りかえる必要があったということで、今回お願いした次第でございます。

それから、2番目の保健体育の方の115万5,000円の修繕料の方ですけれども、これは槻木体育館のこの前も台風15号のときに雨漏りが発生しまして、玄関の廊下のわきの天井板が破損したということで、原因は屋根等の雨漏りの経路があって、そこから雨漏りしたということなので、今後の対応を考えればやはり修繕しておくべきだろうということで、今回お願いした点でございます。

あとは3番目の方でございますけれども、船岡体育館関係の入っていないんじゃないかということなんです、9月議会におきまして総合運動場の災害復旧工事、それから船岡体育館の災害復旧工事ですね、あと耐震補強工事です。これをお願いして予算化させていただいたと。総合運動場については今回工事費を計上させていただいたわけなんです、船岡体育館については復旧工事と耐震補強工事を委託しているんですが、これの設計の方ですね、委託しているんですが、その中身の壁の内部が外部から見た以上に被災がありまして、これは十分な調査が必要であるという判断がされまして、今ちょっと時間を要しまして今月末に提出される予定であります。そういう関係で今回の補正にはちょっと間に合わなかったのもので、対応を今度1月の臨時会等で対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。では、ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 51ページの公園緑地費、公園の遊具改修ということなんです、これはどこのというか、これでどの程度の改修が進むかということと、どこの公園の何がどれぐらい改修ということになるのか、それをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 1点でよろしいですか。（「はい」の声あり）都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 工事請負費169万7,000円、公園遊具改修工事であります

が、これにつきましては平成23年度の保守点検業務委託の中で、ブランコあるいは滑り台等の改修を行います。9公園です。下名生、それから入袋、舘前、下町、二本杉、土手内、葛岡、並松、東部ということで、9公園の修繕といいますか、改修工事を行って、安全に利用できるようにしたいとこのように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これはいつごろというか、予定的にですね、もしわかれば。

○議長（我妻弘国君） 完成ですか。（「はい」の声あり）着手ですか。（「着工、完成も含めて」の声あり）答弁求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 議決をいただきましたら、まさしくすぐ発注して、年度内完成をさせたいと、そして早く遊んでもらいたいとこのように思っております。よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） ほかに。4番高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） 49ページの農林水産業費の中で、19節の地域とも補償推進事業補助マイナス200万円ということですが、補助事業ですのしなかったということでのマイナスだと思うんですが、その内容等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 地域とも補償推進事業補助200万円の減額なんですけれども、事業をやらないということではなくて、当初400万円予算計上してきたわけなんですけれども、地震の災害が沿岸部の方、米をつくれないうことで、作付目標面積ですね、考慮しないで米をつくるだけつくってもいいということで、当初は加工用米ですか、転作を助成するというので予算を計上していたわけなんですけれども、今回できるだけ米を作付するというので、加工用米を供出する必要がなくなったということで、400万円のうち200万円減額したということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 55ページですね。これ、念のため確認のためにお聞きしますけれども、11款の災害復旧費、土木施設災害復旧費ということで、この予算書の表示としては地方債を3億5,740万円計上して、右の方の節の方について工事請負費、備品購入費、公課費ということでこの金額が計上されると。その財源内訳として一般財源マイナス4,998万ということなんです、ほかのページにもこういう形で一般財源マイナスついている表示があるんですが、これが一般財源に戻し入れということが、いわゆるその歳入であった基金繰り入れです

ね。この1億3,000万円の金額に積み上がっていったやつになるんだというふうなとらえ方でよろしいのかどうかということ。それでもって、先ほど財政課長からも説明あったような年度末で6億円程度に積み上がるということでした。

それで、ちょっときのう議員全員に配られたこの冊子があったんですが、これを見ますと国の第1次補正、第2次補正、第3次補正の金額が入ってまして、第1次が合計で4兆153億円、第2次が1兆9,988億円と、今回第3次ということで、第3次は今からなんですけれども、第1次、第2次のこの4兆円、2兆円の高額、柴田町にはどういう形でこれがどのように来ているのか、それが今先ほど言った基金で言えば6億円ぐらいに積み上がるものになっているのかどうかですね。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、今議員がおっしゃいました一般財源のマイナス、それがそのとおりでございます。組み替えによって戻されたということです。

あと、2点目の今回1次、2次、3次まで国の補正が進んでおりますが、1次、2次補正では特に災害救助法が適用されたわけなんです、特別交付税として前渡しといたしますか、その基準外の交付がもう6月には行われています。大きな金額ではないんですけれども、大きな金額は全部沿岸部に行ったんですけれども、ちょっと数字は……、済みません。1,900万、6,900万ですか。1次で。それが特別交付税として来ています。その特別交付税がもともとルール内の特別交付税の前渡しなのか、それとも別途でよこされたものか、ずっと明らかにならなかったんですが、最近では通常のルール分以外のいわゆる積み増し分ですよということをやっと3次補正の中で言われていますので、じゃあ特別交付税がふえていたんだなということで理解はしています。1次、2次補正ではそれが町として受けた分の全部ですね。3次補正でようやく今お話ししましたけれども、起債をかけずとも現金で渡すというふうな3次補正の予算枠が出ましてやっているのが一つと、あと県に基金をつくりまして、県が市町村の方に1,000万円クラスなんですけれども、県の方から災害基金ですね、基金交付金という形で町の方にも来っています。660億円の基金を県でつくりまして、そのうちの330億円を県が使って、残りの330億円を市町村の方に配ったんですが、どうしても災害規模に応じた配り方になりますので、柴田町については1,000万円強の高額に……。失礼しました。済みませんでした。330億分の1億きり来なかったということが3次補正の概要になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうすると、その1億円というのは私たちにはまだ見えていないとい

うか、予算書上は計上されていないというとらえ方でよろしいかなということと、先ほど言いましたように、その年度末の6億円ぐらいなるだろうというものにもそれは入っていない、もしかすると入ると7億円ぐらいになっちゃうのかなという期待感もあるんですが、それと私、前の議会、前々から言っているんですが、やはりまた再び地震が起きたときに基金がある程度積み増しておかないと危険なのでという意味では7億円ぐらいになるのならば妥当かなと。その中でさらに来年度予算で取り崩しの予定が2億円ぐらいありそうだということもあって、その絡みである程度現金の確保という意味で県の振興基金ですか、それをもし利用できるのならば、来年度のいろんな事業の中でそれを活用して、ある程度の基金、貯金は持っていて、その来るべき災難に備えるべきだというようなことで申し上げたときに、財政課長は活用する予定でいるというような答弁いただいたと思うんですが、その考えに変わりはないか。ということは、私今回の議会でもその図書館の検索システムだとか、こども広場の継続とか、いろんな100万円、200万円単位の要望をしておりますし、ほかの議員さんからもいっぱいあって、ぜひその来年度予算は金ないからと財政課長がその辺絞られるとあれなので、できればそういう活用できる資金は活用して、万が一に備えての貯金も確保して、あといろんな小さい住民サービスもある程度こたえていくという意味では、その基金の関係、それから来年度のそういう基金の活用等について、今の段階なんですけれどもちよつとどのように考えておるか、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議員ご指摘のとおり、まだ予算では隠しております1億円でございます。ただ、それも頭に入れて6億円は大丈夫だろうという強いことを言ったのは、その1億円が隠していたこともありまして言いました。ですから、財政課長の言うことですから常に控え目というふうにはとっていただきたいんですが、そういう財源も隠しておきながら話しました。

振興資金については、今振興資金よりも率のいい実は起債もありますので、どちらを使うかはまだ決めておりませんが、槻木中学校の改築工事が24年度ことのほか大きくなりましたので、行財政改革債みたいな起債か振興資金か、率のいいいわゆる資金については24年度予算の中では手当てを考えています。ただ、それまで抱え込んでも白内議員さんにお答えしましたが、財調の2億円ぐらいの取り崩しは必要だろうというふうな財政課としての考え方で

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。はい、再々質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） ほかに隠しているものはないんでしょうか。そういうことではなくて考え方として、細かいいろんなサービスですね。それは特に災害があったからということで我々が遠慮するかということとは別に考えなくちゃいいんでしょうねという期待を込めての確認でございますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 町長、責任重いですよ、答弁。よろしいですか、町長。

○町長（滝口 茂君） 「隠している」という表現ね、財政課長が言ったんですけれども、まだ予算に計上していないということで「隠している」と言うと言葉がちょっと悪いものですから、時期が来ればきちっと議会の方に上程したいというふうに思っております。

実は特別地方交付税なんですけど、12月分が配分されまして、定例分と特別地方交付税分と分けて配分されました。その定例分として約5,000万円だったと思いますね。それから、特別地方交付税、災害分として5,800万円なので、この定例分が予算上は1億3,000万円だと思えました。ですから、そのうちの5,000万円が来ましたので、あと8,000万円定例分で来れば、定例分で8,000万円通常どおりに来れば、新たに5,800万円程度を3月議会までに上程することができるということなので、まだ計上していない今の現在段階では復興基金からの1億円と特別地方交付税5,800万円、数字は済みません、概数で言っておりますので、約1億6,000万円は3月までにこの議会に収入として上程できるということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 49ページの一番下、委託料の観光地等整備事業委託料と、50ページの工事請負費、船岡城址公園内観光施設等新設工事の詳細説明をお願いします。

それから、53ページの小学校管理費の20扶助費、どこの学校で何人ふえたんでしょうか。

それから、54ページのしばたの郷土館費の負担金補助及び交付金の富沢磨崖仏の工事補助金についての説明をお願いします。

それから、55ページの災害復旧費の中の土木施設災害復旧費の備品購入費で災害対応小型貨物車、どのような、軽トラックのようなものなんですか。説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 49ページでございます。49ページの委託料、観光地等整備事業委託料、括弧して重点分野の雇用創出事業というふうなことで、300万円でございます。これにつきましては今震災対応枠で当初見ていただきましたけれども、今回県の方と相談をしたところ、若干枠があるというふうなことで、要望したところ300万円というふうなものが新たに認められました。それで、どこかというふうな場所なんですけれども、樅の木のデッキ

が完成しまして、ちょっとあずまやから樅の木展望デッキに向かう途中なんですけど、入り口は今後スイセン等々が春先に間に合うようなことで今整備中ですけれども、逆に左側と申しますか、あずまやの左側と申しますか、カタクリの群生地があるんですけども、その道路のちょっとわきの方を開墾させていただいて、そこに新たに菊ロードなり、そういったものを整備していくというふうなことで、カタクリの群生地の中にはないんですけども、道路の肩と申しますか、そのところに植栽木をずっと並べて誘導道路をつくっていくと、樅の木展望デッキのところにつくっていくと。その開墾とか施肥というふうなものが入っています。

それから、樅の木展望デッキのちょうど向かって右側になるんですかね。竹林があるんですけども、そこも今抜開等々をさせていただいて、そこにも新たな植栽を置きながら進めていきたいというふうなことで、主にそれらの施肥なり抜開等々が中心で300万円というふうなことをお願いさせていただきました。

それから、同じく公園内の案内板でございますけれども、実は樅の木展望デッキができてから、結構お客さんが遠方の方と申しますか、仙台近辺あたりから町外の方々もおかげさまで多く見えています。上がってきたときに、入り口からちょっと看板が不足だというふうなことで、郷土館の前に第1駐車場があるんですけども、じゃ館山のその全体の導くようなルートの部分がないというふうなことのちょっとご指摘をいただいていたので、ちょっと駐車場側にまず1カ所、それから交流館に上っていきますとスロープカーの乗り場があるんですけども、どちらが山頂なのか、仮にあと菊会場がどちらなのかということがわからないというふうなことがございまして、まずその会場のスロープカーの乗り場の階段のところがあるんですけども、そのところにまず表示をするというふうなことと、それからこれが2カ所です。それから、樅の木展望デッキのところに野鳥の看板があって、今展望デッキのやつはちょっと張り紙で表示をしておりましたけれども、あれをカッティングをしましてきちっとした表示看板をつくるということで、これが3カ所です。それから、勤労青年ホームの前に看板部分が既存のやつがあるんですけども、それを補修しながら山頂なり樅の木展望デッキの案内誘導と申しますか、それをつくるということで4カ所です。それから、その上に上っていきますと、昔のリフトカーの乗り場があるんですけども、そのところが三方になってございます。片方は梅林に歩いていく部分、それから道路は閉鎖になっているんですけども、車の通行のためにロックはしているんですけども、通常山頂まで上られる道路があります。そちらがどちらに行けばいいのかというふうなことがまだ明確に

わからないというふうなことで、そういった箇所を5カ所というふうなことで看板の製作をしていきたいというふうに考えていました。

それから、工事請負費です。100万円ほど今回計上させていただいたんですけれども、一つは樅の木展望デッキができたときに、休み場がないと。あずまやはちょっとあるんですけれども、その風景を見るためにはどうしても表側に行かなきゃいけないというふうなことで、まずそこにスライドといいますか、湾といいますか、そういうふうなベンチをつくりたいというふうに思っていました。それが1点です。

それから、あとその途中に旧噴水跡なんかがあるんですけれども、コンクリートベンチが実は3個あって、あと木製ベンチが1個あります。なかなかそのコンクリートベンチも老朽化しまして座れないというふうなこととか、小さな子供さん来たときに、ベンチがあってもズボンが汚れたりそういうふうなことがあるというふうなことがあります、それらのまず4基を撤去いたしまして、そこに1基をつけるというふうなことです。

それから、これは従来にもあるんですけれども、先ほど申し上げましたその樅の木展望デッキの入り口に、いすが、ベンチがあるんですけれども、実は名前がコカコーラとかそういうふうないすがちょっと残っていましたので、そこら辺を背当たりがいいベンチにかえていくというふうなこと、それから撤去、新設等々含めまして今回整備をしたいというふうなことでお願いしたような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 次、学校用品。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 53ページの扶助費関係についてご説明いたします。

学校ごとにご説明いたします。まず、船岡小学校ですが、増減はございません。合計で37名です。それから、槻木小学校については2名増で合計で46名になります。それから、柴田小学校が1名増で8名になります。それから、船迫小学校ですが、2名減で53名です。西住小学校が1名増で10名、東船岡小学校が4名増で34名になります。合計で6名の増で188名になります。今回の12月補正額は33万6,000円ということになります。

○議長（我妻弘国君） 次、富沢磨崖仏。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） しばたの郷土館の方の負担金の方でございますが、富沢磨崖仏群落石撤去工事の補助金でございます。これの内訳でございますけれども、ご存じのとおり今回の大震災の関係で大仏如来本堂の裏山の大きな岩があるんですが、それが落下したんですね。それで、本堂には被害がなかったんですけれども、そのわきにドッと落ちてしまったということで、ここは文化財に指定されておりまして、その関係で今回補正させていただ

いたんですが、こちらの中身は全体工事費が147万円ということで、宮城県の補助が2分の1、それから町が4分の1、それから所有者であります富沢の常光寺さん、そこが4分の1ということで負担となっております。常光寺さんの方についてはそのほか文化財保護基金から9万1,875円出まして、その残額が負担ということで、所有者の常光寺さんについてはご負担を了承いただいております。

以上のような内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 次、小型貨物車。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 災害復旧費の備品購入費で小型貨物車ではありますが、軽乗用車のトラックではなくてワゴンタイプというんですか、後ろまでこうなっているやつで、標識といいますか、バリケードとか、それからセーフティコーンとか、そういうものも当然入るような乗用車で購入したいとこのように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 先ほど聞き漏れたんですが、51ページの土木費に公園緑地費があります。今回は公園遊具改修だけなんですけど、震災後、砂の入れかえは行っていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 砂場の入れかえは行っておりません。というのは、土質をとってセシウムといいますか、放射線たしかチェックをかけたので、基準以下ということで砂場の入れかえはしておりません。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今、小さいお子さんをお持ちのお母さん方、それからお孫さん預かっている方たちはやはり公園で遊ばせられないということで、随分控えているという声よく聞かれますね。ですから、公園の砂場の砂を取りかえるだけでもそこで安心して遊べるようになると思うので、基準値以下だからいいのではなくてね、それでも心配だという方がたくさんいますので、取りかえればそれほどお金がかかるわけではないので、安心して遊べるようになると思うので、毎年1回ぐらいずつはやっていたと思うので、ぜひ早い段階で取りかえて、そしてきちんと周知すべきなんじゃないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 1回検査はしましたけれども、放射能の関連もありますけれども、通常の砂の入れかえという形で検討させていただきたいと考えています。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時15分再開します。

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第3 議案第10号 平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第10号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給費等の増によるものでございます。

歳入につきましては、繰入金の増額であります。

歳出につきましては、保険給付費等に同額の補正を計上しています。

歳入歳出とも9,524万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ39億7,052万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

大変申しわけございませんが、先に議案書の訂正をお願いいたします。

訂正箇所は、63ページの第2表債務負担行為補正です。先日配付いたしました正誤表によりご説明をさせていただきます。

誤りがありました部分は正誤表の右側の欄になりますが、債務負担行為補正の4項目め、国民健康保険税電算処理業務委託料の限度額「878万4,000円」が、正しくは左側の限度額「963万5,000円」となるものです。訂正しておおび申し上げます。今後は書類のチェック体制を再度確認し、このような誤りがないように努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案書の61ページをお開きください。

議案第10号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,524万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,052万円にするものでございます。

次に、63ページをお開きください。

債務負担行為補正の追加です。債務負担行為補正に計上しました4件の委託料は、平成24年度になって4月からすぐに始まる電算システムの保守や業務の委託、または審査業務の委託です。債務負担行為の期間は平成24年度、限度額はそれぞれの計上金額でございます。

続きまして、65ページをお開きください。

歳入になります。

上の欄から款9項1目1一般会計繰入金、補正額1,677万円の増額ですが、内訳としては県や町が補てんする保険税軽減分1,458万7,000円、国、県、町が補てんする保険者支援分218万3,000円の増額補正です。

次に、下の欄です。款9項2目1財政調整基金繰入金、補正額7,847万2,000円の増額ですが、これは保険給付費の不足分に充当するために財政調整基金から取り崩しするものです。なお、取り崩し後の基金残高は1億5,889万1,717円となります。

続きまして、66ページをお開きください。

歳出となります。

上の欄から、款2項1目1一般被保険者療養給付費及び目3一般被保険者療養費の補正額の計7,980万円の増額ですが、これにつきましては当初予算編成時の財源不足に伴い保険給付

費を低く抑えていたということで、今回平成23年度全体の給付を見込み、不足分について増額補正をするものでございます。

次に、款2項2目1一般被保険者高額療養費、補正額1,500万円の増額ですが、これにつきましても先ほど療養給付費等と同じような理由で不足分を増額補正するものでございます。

次に、款11項1目3償還金、補正額44万2,000円の増額ですが、これにつきましては平成22年度特定健診の精算に伴う国庫・県支出金等返還金でございます。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 66ページの一番上、一般保険者療養給付費7,800万円ですが、昨年度と比べてこの給付費はどうなっていますか。震災の影響というのはあったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 震災の影響ですが、一つは5月支払い分が3月診療分になるんですけども、そのときに86%の給付費になったということで、ここについては震災の影響がありましたけれども、その後は平均にしますと104%くらいの推移で来ていますので、その後は順調に給付費が伸びているという状況ですね。そういうことになります。見込みもその4%を使いまして、最終的に見込んだ数字となっております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第11号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、下水道使用料、公共下水道事業補助金及び災害復旧事業補助金、並びに災害復旧事業債などの減額補正と、災害復旧事業費に充てるための一般会計繰入金の増額補正であります。

歳出につきましては、汚水管理費の阿武隈川流域下水道維持管理負担金と公共下水道事業委託料、災害復旧事業委託料及び災害復旧事業工事請負費などの減額補正と、公共下水道工事請負費などの増額補正であります。

また、新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を追加する補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ2億5,706万円を減額し、補正後の総額を24億1,607万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

67ページをお開きください。

議案第11号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明申し上げます。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,706万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億1,607万7,000円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正であります。

70ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でありまして、受益者負担金電子計算処理業務委託料を追加させていただきます。期間は平成24年度の単年度となります。限度額は59万5,000円で、新年度当

初から業務を実施するため年度内に契約締結を行うものです。

71ページをお願いします。

第3表地方債補正であります。

内容は、災害復旧事業費の事業費補正となります。現計予算では公共下水道災害復旧事業費の災害申請予定額に対し、国庫補助率を80%と想定し、補助残分の20%に対して起債を予定いたしました。その後、起債に対する国の方針が打ち出され、補助残分の20%のうち8割は一般会計で起債を行い、残りの2割について下水道事業会計、いわゆる公営企業会計での起債とする方針が示されました。一般会計の起債分については後年度元利償還金を基準財政需要額に算入するとしていましたが、現在では一般会計の起債分については震災復興特別交付金で措置する方針が示されています。また、あわせて災害査定額が決定したことにより、補正後の限度額を4,360万円に変更させていただくものです。

74ページをお開きください。

歳入であります。

款1項1目1負担金64万8,000円の減額補正は、公共下水道受益者負担金の現年度分において、平成23年度分が東日本大震災の影響による工事の繰り越し等が生じ、年度当初に供用開始の公告並びに賦課ができなかったことから減額をさせていただくものです。平成24年度の公告となります。

款2項1目1使用料4,797万2,000円の減額補正であります。3月と4月の水道断水によって下水道も使用不可能となりました。このことから、水道の基本料金減免と合わせ、下水道使用料についても4月分については基本使用料の全額、5月分については半額を減免させていただきました。また、下水道料金は水道使用水量を基本として料金を計算しておりますが、震災後、水道使用水量が減少したままの状況になっており、例年の使用水量まで回復していないことから、この分の料金減額も含め、合わせて4,797万2,000円を減額させていただくものです。

款3項1目1公共下水道事業補助金2,100万円の減額補正については、下水道長寿命化事業の委託を松ヶ越と、本年度当初新たに計画変更を行い槻木の町場を追加して事業を進めることとしておりました。震災の影響によって国、県とも災害関連業務で多忙をきわめ、計画変更事務手続を24年の2月まで延期することとしました。このため、今年度は現計画の松ヶ越地区のみとしたため、事業費を減額させていただくものです。

目2災害復旧事業補助金1億957万2,000円の減額補正については、災害査定額が決定した

ことによる減額です。補助率は80%で計算させていただいております。

款4項1目1他会計繰入金1億2,433万2,000円の増額補正であります。地方債補正で説明したとおり、災害復旧事業の補助残分のうち8割について一般会計で起債を行い、下水道会計に繰り入れていただくものであります。

款7項1目3災害復旧事業債の2億220万円の減額補正については、査定額決定による減額と一般会計が起債を行い下水道会計に繰り入れを行うことによる減額であります。

76ページをお開きください。

歳出です。

款1項1目2汚水管理費4,969万8,000円の減額補正の主なものは、下水道使用水量が減少していることによる阿武隈川下流域下水道維持管理負担金4,984万8,000円の減額によるものです。

款2項1目1公共下水道建設費4,027万4,000円の減額補正であります。下水道長寿命化委託を松ヶ越地区のみとしたことによる4,200万円の減額と、車借上料並びに公共下水道積算システム料を災害復旧費に組み替えしたことによる減額補正であります。

また、節15工事請負費264万8,000円の増額補正であります。大住地区は本来であれば今年度下水道工事が終了する予定でありました。震災によって今年度の下水道工事は中止させていただきましたが、その区域の中に今回の震災で浄化槽に被害を受けた方がおられ、1スパン下水道管を延長することによって救われる方がおられます。住民の二重投資を避ける観点と環境衛生の関係から、1スパン47メートルの下水道工事費を補正させていただくものです。

款4項1目2公債費利子の172万6,000円の増額補正につきましては、当初予算で一時借入金を5億円を限度に1カ月分の利子分を計上させていただいておりましたが、下水道災害復旧工事の前払い金に対応するため、一時借入金利子としてさらに今回2カ月分の利子を追加補正させていただくものです。

款5項1目1下水道施設災害復旧費1億6,881万4,000円の減額補正につきましては、節13委託料の各委託の額の確定による減額補正825万8,000円と、使用料及び賃借料の款2下水道事業費からの組み替え、並びに工事請負費の災害復旧工事査定決定による減額補正であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示

して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号 平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第12号平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成23年度柴田町介護保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災による介護保険料及び利用者負担金の減免に係る国庫補助金による補正が主な内容となっております。

歳入につきましては、震災に係る保険料及び利用者負担金の減免をした額が国庫補助金として補てんされます。

歳出につきましては、介護認定調査委託と震災減免分の介護サービス費の増額となります。

これにより、歳入歳出それぞれ948万2,000円の増額補正となり、予算総額は22億204万1,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第12号平成23年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について詳細説明をいたします。

議案書81ページをごらんいただきます。

今回の補正については、東日本大震災による介護保険料及び利用者負担金の減免に係る国庫補助金による補正が主なもので、歳入歳出それぞれ948万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ22億204万1,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。85ページ、ごらんください。

1款保険料の減額409万1,000円は、第1号被保険者の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の災害減免額と保険料の自然増減によるものです。減額490万1,000円の内訳でございますが、自然増分が96万6,000円、災害減免額が586万7,000円でございます。その内容でございます。住宅全壊された方、全部減免となる方が81名、半壊、大規模半壊、2分の1の減免が190名、原発避難者、これは全部減免なんですがお2人ということで、計273名が対象となっております。

続いて、3款国庫支出金の総額1,395万7,000円は、東日本大震災により被災された第1号被保険者に対し、減免した保険料及び利用者負担額の同額が補助されるものです。保険料586万7,000円と利用者負担額、1割負担になるんですが、対象者40名、食費、居住費の減免者15名、この減免額総額1,395万7,000円が国庫から補助されるものでございます。

続いて、7款の繰入金を増額42万6,000円でございますが、介護認定費の支出増額分を一般会計からの繰入金とするものであります。

次のページ、ごらんいただきます。86ページになります。

歳出の補正について説明申し上げます。

1款総務費3項介護認定費1目介護認定費の増額42万6,000円でございますが、介護認定調査委託料の申請件数の増加に対応するためのものであります。社会福祉協議会に委託している委託料の増額といたしますか、申請件数が多くなっていますので、それに伴う増額補正でございます。

続いて、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費の327万円の増額、同じく2目地域密着型介護サービス給付費の2,691万8,000円の増額、同じく3目施設介護サービス給付費4,311万8,000円の減額、同じく4目居宅介護福祉用具購入費31万2,000円の増額は、震災による利用者負担分の減免に伴う給付費によるものと、給付費の増減見込みによるものであります。

続いて、2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金35万円の増額であります。震災による利用者負担分の減免に伴う給付費によるものです。先ほど申し上げた40人の方、今の減免対象となります。

続いて、4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費243万8,000円の増額、5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費287万6,000円の増額、次のページの6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費1,325万円の増額は、それぞれ給付費増見込みによるものであります。

7款諸支出金3項諸支出金1目諸支出金276万円の負担金補助及び交付金の増額であります。震災による食費、居住費減免に伴う災害特例給付金によるものです。対象者、先ほど申し上げましたが15名対象となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第13号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料によるものでございます。

歳入につきましては、被保険者の異動に伴う保険料額の減により1,482万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億9,252万7,000円となりました。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金に同額の補正を計上しています。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の89ページをお開きください。

議案第13号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,482万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,252万7,000円にするものでございます。

92ページをお開きください。

歳入になります。

款1項1目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料の補正額の計1,482万7,000円の減額につきましては、当初予算時宮城県後期高齢者医療広域連合から示された数字をもとに予算計上をしておりましたが、現時点での最終見込みから保険料を減額するものでございます。

その下になります。歳出でございます。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,482万7,000円の減額ですが、これにつきましては歳入の保険料で減額となった同額の金額を広域連合納付金でも同じく減額するものでございます。

以上でございます。ご審議方、よろしく願います。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号、平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 平成23年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第14号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、営業収益の減額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を補正するものでございます。

東日本大震災に伴う給水収益の減少により、「収益的収入支出」の収入のみの補正となります。

水道使用基本料金については4月分を全額、5月分を半分に減免したこと、また、毎月の使用水量の減少等により収益的収入を1億3,057万2,000円減額するもので、補正後の予算総額は10億7,969万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

93ページをお願いいたします。

議案第14号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。収入については第1款水道事業収益の既決予定額を1億3,057万2,000円減額補正し、補正後の額を10億7,969万5,000円に改めようとするものです。

その内容ですが、第1項営業収益の既決予定額を1億3,057万2,000円減額補正し、補正後の額を10億7,504万7,000円に改めようとするものです。支出については補正がありません。

第3条は、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものです。

まず、追加であります、山田沢配水場集中監視業務委託、各種施設の電気保安点検業務委託、山田沢・船迫ほか配水施設計装点検業務委託並びに配水施設機器点検業務委託については、平成24年度から平成26年度までの3年間の債務負担行為、給水開始中止業務委託、いわゆる水道メーターの開閉栓業務の委託と防災行政無線装置保守点検業務委託料については、平成24年度の単年度で、表のと通りの限度額となります。

次のページをお開きください。

次に、廃止であります、(仮称)水道事業料金徴収等管理業務委託であります。いわゆる上下水道課の窓口業務委託であります、平成23年度中にプロポーザル方式によって受託者を決定し、引き継ぎ期間を得た上で、平成24年度から5年間の契約で窓口業務を委託するよう債務負担行為を設定しておりました。しかしながら、東日本大震災を経験し、現在の窓口業務を行っているお客様サービス班の人員がいなくなることによって、再度地震等による災害の発生や仙南仙塩広域水道本管に事故等が発生した場合、給水体制並びに復旧体制を確保することが全く困難となることから、平成24年度からの完全委託はこれらの体制を確保できる見通しがつくまで延期したいと考えております。今後の予定としては、平成24年度中に災害体制の確保について検討並びに準備を行い、見通しをつけて平成25年度中にプロポーザル方式による委託契約を実施、引き継ぎ期間を経て平成26年度からの移行を目指したいと考えております。

99ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書で説明申し上げます。

収入であります、款1項1目1給水収益1億3,057万2,000円の減額補正は、水道料金の減額補正であります、東日本大震災の二度による断水によって4月分の基本料金1カ月分、並びに5月分の基本料金を半額減免したことによる減額と、水道使用水量が震災後減少していることから、その使用料の減額分を見込み、1億3,057万2,000円を減額補正するものです。

なお、この減額補正により、収益的収支は1億3,805万8,000円の損失が見込まれますが、この金額については前年度繰越利益剰余金2億6,524万7,000円から補てんすることになります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。収入支出一括といたします。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 震災に伴う収入減については剰余金から充てるということなんですけれども、これ仙広水への支払いというのはもちろんあちらからは買っていないので、どうなるのかですね。

それから、窓口業務の委託の話なんですけれども、延期になるということなんですけれども、これ当初どのような窓口委託の方式といたしますか、どういう部分の委託、どういう形の委託というようなことを考えておられたのか、ちょっとお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） まず、受水費の方ですね。仙広水から水を買っているので受水費の件なんですけれども、受水費については企業局の方では、市町村の方で各市町村が例えば1カ月とか2カ月とか減免をしましたので、仙広水の方の受水費についても減免をしてほしいというような要請をしておりました。結果的に企業局は各市町村の動向も踏まえて1カ月分の基本料金を減免しますという方針は打ち出しております。それについては企業局の方では2月の県議会に提案をするというふうなことになっておりますので、その基本料金の減免分と、あと使用水量が減になっておりますので、当然受水費も減ってきます。それらについて大体合わせて4,500万円ぐらいになるのかなと思いますけれども、その分についてはその金額が確定してからというふうな形、今のところは支出の方で減額をしております。

それから、窓口業務の方なんですけれども、委託内容につきましてはまず上下水道課の窓口ですね。あそこで料金関係をすべて受けていますので、窓口業務、それから開閉栓業務、検定満期、8年たちますと交換していきますけれども、その交換ですね。それから、検針、メーター検針です。メーター検針と水道料金の計算業務、それから料金の徴収、いわゆる未収金の管理業務、下水道受益者負担金の収納及び未収金の管理業務、それから電算処理業務、その他の附帯業務というふうなことで、今現在上下水道課の窓口でやっている業務すべてについて、アウトソーシングといたしますか、企画提案型の方式で契約者を決めていくというふうな形で考えておりました。そういうような形でことしいばいかけてその業者を選定し、それから契約をして、引き継ぎ期間を置いて来年度からというふうな形にしていたわけなんですけれども、それを今回廃止させていただいているというふうな状況です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 委託内容、水道業務のほとんどにかかわると思うんですけれども、こ

れによって例えば職員さんの何人分ぐらいが浮くというようなことになるのか。それから、既に民間委託してやっている自治体の実績、結果、その辺ちょっとわかればお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 今現在窓口業務に携わっている人数が5人ですので、ただし、この委託をすればその委託業者との連絡調整係みたいな係も出てきます。そういうようなことで、3人から4人の減員になっていくというふうな形になると思われま

す。それから、実績ですけれども、今のところ東京の方はですね、関東の方は大分そういうふうな形でその第三者に委託というふうなことが進んできていますけれども、県内では南三陸町、それから登米市、それと大崎市ですね。その3市町が今現在実施しているという状況です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、平成23年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時です。

午前 11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第8 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番加藤克明君の登壇を許します。

〔15番 加藤克明君 登壇〕

○15番（加藤克明君） 15番加藤克明であります。

ただいま議題となりました議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年9月に国の人事院の勧告に示した公務員の給与改定に照らして、本町議員もみずから減額する必要があるとの判断から、議員報酬について、議長、副議長及び議員の月額報酬をいずれも1,000円ずつ減額するものです。

あわせて、これまで「職員の例による。」としていた期末手当の支給方法について、当該条例だけで解釈ができるよう、よりわかりやすく明文化して文言の整理を行う改正であります。

なお、今回の改正は平成24年1月からの適用といたします。

同僚議員の賛同をよろしくお願いし、提案理由といたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 15号 平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第 10 議案第 16号 平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第 1 1 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第 9、議案第 15 号平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第 10、議案第 16 号平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第 11、議案第 17 号平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての 3 カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第 15 号平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、議案第 16 号平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について及び議案第 17 号平成 23 年度槻木中学校校舎改築工事（2 期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての提案理由を申し上げます。

槻木中学校校舎は、昭和 39 年度に建築し、既に 46 年が経過し、老朽化が進んでおりました。耐震診断を行ったところ、I S 値 0.41 と耐震化が必要な建物と診断され、改築判断となる耐力度調査を実施したところ、3,276 点と基準の 4,500 点を大幅に下回る結果となり、改築の決定を行っていたところです。

昨年、基本設計を作成し、本年にかけて実施設計を行い、設計が完了しましたので工事を行うものです。

なお、本工事は建築・機械設備・電気設備工事に分離発注するもので、既決予算に基づき、制限つき一般競争入札の特別簡易型総合評価方式として 11 月 14 日に入札公告を行い、12 月 2 日入札執行いたしました。

議案第 15 号につきましては、建築工事が対象となっております。入札参加業者は、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の 2 者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と 9 億 7,650 万円で工事請負仮契約を 12 月 6 日に締結いたしました。

議案第 16 号につきましては、機械設備工事が対象となっております。入札参加業者は、株式会社登勇管工設備、有限会社高美住設の 2 者でありました。入札を執行した結果、有限会社高美住設と 1 億 4,595 万円で工事請負仮契約を 12 月 6 日に締結いたしました。

議案第 17 号につきましては電気設備工事が対象となっております。入札参加業者は、株式

会社新日電業商会、笠松電気株式会社、株式会社加藤電設工業、窪田電気工事株式会社の4者でありました。入札を執行した結果、笠松電気株式会社と1億6,170万円で工事請負仮契約を12月6日に締結いたしました。

以上3件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課契約財産班長。

○財政課契約財産班長（鎌田和夫君） 今回追加提案する議案第15号、16号、17号は、槻木中学校校舎改築工事に係る建築工事、機械設備工事、電気設備工事の3件で、12月2日入札により施工業者の選定を行い、請負仮契約を終えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議案説明の前に、発注、契約等の手続についてご説明いたします。

この工事は、建築工事と機械設備工事、電気設備工事の三つに分け、発注しております。受注者の公平性と受注機会の確保、景気対策という観点から分離発注といたしました。入札契約の方法については、工事設計額がいずれも5,000万円以上となっており、制限つき一般競争入札によることとした上、地域企業の参画に配慮し、価格と品質の両面から総合的に評価する特別簡易型総合評価落札方式を適用いたしました。

今回の総合評価落札方式では、評価点の満点を100点とした上で、価格点を90点、価格以外の評価項目、施工実績、技術者の能力、災害対応等の5項目について総点で10点を設定し、総合得点が最も高い者を落札者とする方式をとりました。

次に、入札の結果について説明いたします。

資料の1ページ目をお開きください。

第15号関係資料です。建築工事にかかわる入札参加者です。参加者数は2者となります。今回の入札参加資格業者は大河原土木事務所管内の2市7町と近隣市町の岩沼市、名取市、亘理町、山元町を加えた4市9町に本店を有し、また、建築一式工事の総合評価値が750点以上の制限を設け、11月14日に入札の公告をいたしました。

次のページ、2ページをお開きください。

入札の結果調書になります。入札執行日は12月2日、予定価格は設計額です。消費税抜き

で9億3,769万円、最低制限価格の設定は国の基準に基づいたものです。消費税抜きで8億3,065万7,000円です。工期は平成25年2月28日までとしています。

落札業者の決定の流れについてご説明いたします。まず、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にある者が総合評価の対象者になります。今回は2者とも評価対象者となりました。入札の結果、右の欄、入札価格をごらんください。最低入札額で応札した四保工務店に価格点90点を設定します。最低入札以外の者にはその応札金額に応じて価格評価点を計算します。最低入札額との比率で計算し、松浦組が89.52点となります。次に、価格以外の評価点、左の欄になりますが、企業の施工実績、配置技術者の能力、指名停止等処分による減点、災害対応等の評価点を算出し、総合評価点を計算します。この総点で最高得点を獲得した者が落札者となります。今回の入札では四保工務店が価格点、価格以外の評価点いずれでも満点、最高評価点獲得者となり、落札者となりました。契約金額は入札価格9億3,000万円に消費税を加算して9億7,650万円となります。

次に、3ページをお開きください。

第16号関係資料になります。機械設備工事にかかわる入札参加者です。町内の2者の参加者となりました。

次の4ページ、入札結果調書です。同様に総合評価落札方式による落札者の決定であり、高美住設が評価点満点で最高評価点獲得者となりました。入札価格は1億3,900万円です。契約金額は入札価格に消費税を加算して1億4,595万円となります。

続きまして、5ページ目をお開きください。

17号関係資料になります。電気設備工事にかかわる入札参加者です。町内1者と町外3者、計4者の参加となりました。

次に、6ページ目、入札結果調書になります。笠松電気が評価点満点で最高評価点獲得者となり、落札者となりました。入札価格は1億5,400万円です。契約金額は入札価格に消費税を加算して1億6,170万円となります。

以上、入札契約にかかわる説明となります。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 次、補足説明、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、ただいま議題となりました議案第15号、第16号、第17号工事請負契約について、工事内容の詳細説明を申し上げます。

初めに、お配りしております資料A3の図面で、平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（債務負担行為）をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目が配置図となり、斜線で示した部分が今回の工事で建築する校舎、渡り廊下、駐輪場となります。右の表の方をごらんいただきたいと思います。工事の概要となります。校舎本体は鉄筋コンクリートづくり2階建てで、延べ床面積が4,674.8平方メートルとなります。外構工事としては、道路の舗装やフェンス等、3,300平方メートルを整備いたします。そのほか、新築校舎と武道館や体育館をつなぐための渡り廊下は鉄骨づくり平屋建てで81.45平方メートル、生徒用の駐輪場を3棟建築いたします。また、校舎西側のドーナツ型のものが槻木広場で、多目的な利用ができるよう、上屋を整備いたします。槻木広場には中央にシンボルツリーとしてツキノキを植樹し、生徒たちの憩いの場、イベント広場のスペースとなります。

工事発注につきましては、建築、機械設備、電気設備の分離発注となります。3者とも共通で仮契約締結日は平成23年12月6日です。工期は平成25年2月28日までとなります。建築工事は請負業者が株式会社四保工務店、請負額が9億7,650万円です。工事内容としては、建築本体工事となっております。次に、機械設備工事は請負業者が有限会社高美住設、請負額が1億4,595万円です。工事内容としては、給排水設備、衛生器具設備、空調設備等の工事となります。電気設備工事は請負業者が笠松電気株式会社、請負額が1億6,170万円となります。工事内容としては、電灯設備、受電設備、音響設備、校内配線設備、火災報知設備等の工事となっております。

2 ページ目をお開きください。

1階と2階の平面図となっております。下側が1階、上側が2階でございます。1階の南側には管理諸室の校長室、職員室、事務室、保健室等を配置し、グラウンドや昇降口に目が行き届くような配置としております。同じく南側に普通教室が4室と特別支援教室を配置しております。また、教室の前には多目的ホールとトイレを配置することにより、学年単位での活動を図ることができるようにしております。北側には美術室と技術室を配置しております。中央部分のホールは2階吹き抜けとなっております。2階の南側には2学年分の普通教室と多目的ホール、トイレ及びパソコン室を配置しております。特別室は北側に図書室と理科室、音の出る音楽室は普通教室と特別教室から離れた西側の方に配置しております。

次に、3ページをごらんください。

校舎の立面図と断面図となっております。1段目左が西側立面図、昇降口の方から見た図面になります。それから、右がグラウンド側から見た南立面図となります。2段目には東側と北側の立面図を示しております。3段目が断面図になります。普通教室は天井の高さを3

メートル、他の部屋や廊下は2.7メートルとし、圧迫感を感じないように配置しております。また、屋上にはハイサイドライトを2カ所設置し、1階のホールや多目的ホールに光を入れるつくりとなっております。

最後に4ページ目ですが、完成したときのイメージパース図となっております。

以上で槻木中学校校舎改築工事につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 議案第15号ですね。それで、関係資料の2ページの入札結果調書の中で、この工事予定価格が9億3,769万円と、落札した業者の入札価格が9億3,000万円ということで、769万円差があるというか、私の聞きたいのは、先日専決処分報告で450万円ほど追加工事するという案件があったんですが、この工事に関してはもちろん町も細かい積算をして、それに基づいて業者も入札を行ったと思うんですが、万が一どうしても追加工事が必要になったという場合に、業者からするとあれでしょうか。その予定価格との差、769万円というのが追加工事の枠として認められるというふうに考えるのでしょうか。考えているのでしょうかね。これまでも何回か町の工事で追加工事ということで案件出てきてますけれども、我々からするとちょっとその追加工事せざるを得ない、町がどのくらいまでその認められるものかというそのシステムというのでしょうかね。今回の件でいうと、町としては予定価格というか、枠として9億3,769万円考えていたわけだから……。 （「彰君、失礼。マイクもう少し近づけてしゃべってください」の声あり） はい。逆に言えば、町の方がその業者から追加工事必要だと言われたときの許容範囲というのが幾らかなのかということを知りたいと思います。

それから、2点目は、最低制限価格、今回は8億3,065万7,000円となっておりますが、先ほどの財政課の説明は国の基準でというふうに私聞いたんですが、これどうやって最低制限価格というのを決めるのか、改めて。というのは、予定価格の例えば最低何パーセント以内かですね。お聞きしたいのは、これ一般町民というか、納税者の方が見たら、考えによってはぎりぎりやれば、この最低制限価格でこの工事ができるんじゃないかというふうに理解するような気もするんですね。それをなぜ町はそれより約1億円ほど高い予定価格の9億3,769万円で作るのかと。この最低制限価格というのは結局仕事をとるためにやったらめったら低い価格出して手抜き工事されては困るという意味での制限価格だと私は理解していますけれど

も、人によってはぎりぎりこれのできる価格というふうにももしかしたらとるんじゃないかなと思いますのでね。先ほどはどうやって制限価格決めるんだという質問しましたけれども、逆にどうやってこういうふうに最低制限価格と予定価格の関係というんでしょうか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 2点ですね。答弁求めます。副町長。

○副町長（平間春雄君） 舟山議員の1点目でございますが、その変更の許容範囲があるのかということでございますが、これはあくまでも設計額が9億3,769万円ということでございます。それには予算もございまして、変更の中身にもよるかと思っております。ですから、許容範囲があるなしということではなくて、現場がこの図面どおりに実施できればないんですけども、逆に基礎工事等で減額になるということも想定されるわけでございます。ですから、どこまでそのプラスして契約するという、そういうものではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、最低制限価格の積算の仕方ですけれども、計算式は財政課長の方でお願いしたいと思いますが、これは最低でできるのか云々ということではなくて、いろいろ過去に入札制度の中において、いわゆる低入札とかダンピングがいわゆる多分その仕事量が少ない時代にそういったことが行われまして、品質も悪化したというような事例もございました。そういうことで、国の方ではそれを防止するために適正化法なるものを整備しまして、いわゆる最低制限価格を設けるようになったということで、いわゆるあくまでもできた製品の品質管理という観点から設けるものでございまして、これぐらいでできる、この金額でできる、そういうものではございませんので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

数字的なものは財政課長の方からお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます、財政課契約財産班長。

○財政課契約財産班長（鎌田和夫君） それでは、財政課の方からご説明いたします。

これは低入札価格による品質低下を防止するための考えです。それで、その辺の最低制限価格の計算の仕方なんですけれども、国は国土交通省ではそれらの決め方をルール化しております。直接工事費の0.95掛けと、共通架設費0.90掛け、あと現場管理費の0.80、一般管理費の0.3というようなそういう数式に基づいて計算をして、最低制限価格の額を決定してあります。これは先ほども申し上げたとおり、余りにも低い金額ですと品質低下が考えられるというような防止策の一環としてそのような価格を設定しているというようなことです。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 副町長の答弁でいくと、万が一ですよ、今回の工事でも業者からどうしても追加工事が必要だと。この769万円という差で、それ以上になった場合に、業者から出ても町の方で審査してどうしてもやむを得ないと、この769万円、町の予定価格を超えてしまうということも、その工事内容によってはやむを得ないということで、認めざるを得ないということもあり得るといことなのかね。というか、民間の工事なら逆に言えばですよ、これだけの予算しかないからこれだけでやってくれと、やりなさいというふうに業者に命令しているんじゃないけれども、町の場合はそのどうしてもという場合はやむを得ないということで、当初の予定価格を超えてしまうと。今回の入札の最初の9億3,000万円プラス追加工事が例えば800万円以上で、町で言う予定価格を超えてしまうと。それもその工事内容によってはやむを得ないということで許可する場合もあるということなのかですね。

それと、一番は、町の方も専門家がいて細かい積算をした上で、もうこの工事がこういう範囲内だろうというもに入札に入るんでしょうけれども、私らが議員になってから聞いたのは道路工事やっていたらちょっと大きな石が見つかってしまったために、それをどけるためにその分工事にかかる、工事期間も延びるとか、そういうのは聞きますけれども、この学校の工事なんていうのは追加工事というのはどういうことを予想されるかわかりませんが、ですからその内容によるということなんではないでしょうか。逆に言えば、そういうことが予想できないのか、もう99%そういうことを想定して本来はやるべきだと。1%はどうしてもやむを得ない部分があるかもわからないだけけれども、私からすると、それに細かくさらに厳密に積算すべきでないかという気がしますので、ちょっとその点、副町長、こういう入札とかの委員長でしようから、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（平間春雄君） まず、最初のご質問ですけれども、設計価格、いわゆる予定価格以上に出たらどうなのかということなんです、今お話しされたように、どうしてもやらなければならない場合は予定価格よりも予算なんです。予算が先にありきで、そこから設計し直して、そしてプラスするのが何ぼだというふうに計算、順番ではそういうふうに行きますので、この予定価格内とか、それを超えた場合どうするかということではなくて、あくまでも予算が最初にあって、その次に設計というふうになるかと思えます。

それで、今発注するというようなものですから、今考えられる変更というのはちょっと今のところまだ考えられないわけですが、当然設計する職員につきましては細かい部分

まで十分精査して設計はするわけですが、往々にして変更というのは現場に行ったときにその設計で予想できない状況が発生した場合、変更が生じてくるというふうになるわけですが、先ほど言いましたように民民でここまでこの範囲内でやってくれというようなことは、最終的には会計検査院の検査があるわけですが、そういうことはできないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁でいうと、町でいうなら例えば都市建設課とか、いろいろ積算するときに、もっと現場の人の意見も聞いて、やはり私は本当にもっと細かい積算をすべきじゃないかなと、今の答弁を聞いて思ったんですけれども、それいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 設計に当たりましては、設計図書等に基づいて数量等をはじめまして積算するわけですが、ただいま副町長申し上げましたように、ちょっとわからない部分、例えば地下埋設部に基礎ぐいとちょっと深さ的にずれる等がありますので、そういうところもありますので……、済みません。現場とは合わない部分等も出てきたりしますので、そういうところはちょっと設計に反映できない場所もございます。できる限り精査して発注をしている状況でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 議案第15号、建築工事の方ですが、入札結果を見ますと2者しか入札者がいなかった。そして、落札率が99.2%ととても高くなっているんですが、その理由についてどのようにお考えでしょうか。なぜほかの業者が入ってこなかったのか。で、落札率が高かったと。仙台市立病院が83.4%と報道されていますが、規模は全く違いますけれども、もっと低くならなかったのかどうか。

それから、16号の機械設備工事の方なんですが、ここに空調設備が入っているんですが、冷暖房はどのようなものが入るのでしょうか。各教室、その他特別教室等。

それから、その次の第17号の電気設備工事なんですが、気になるのが電灯設備、各教室の照明灯、町内の学校は暗いところがとても多いんですね。廊下もかなり暗いところもあるんですが、この槻中に関しては教室にどのくらいの照明が入るのでしょうか。基準は満たしているというものの、実際に例えばきょうのように薄暗い日なんかだと、教室ってかなり暗くなるんですね。ほかの学校は。それで、今回はどのように照明を工夫されているのか、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。副町長、1点目。

○副町長（平間春雄君） 1点目でございますけれども、2者だけの参加ということでございます。それで、町の方でも一般競争入札、いわゆる金額の大きいやつは一般競争入札ということで、その中でもいわゆる町内の経済活性化のために総合評価方式を併用して平成21年からやってまいりました。当時は価格点以外のいわゆる総合評価点数が20点で、あのときはハンディとしましていわゆる町外の業者さんがもう7点ぐらいそこでもうハンディがついてしまうということで、それでも最初やり始めのころは参加する業者さんもいたわけでございますが、だんだん、だんだん、いわゆる町内余りにもこう何と申しますかね、こういう表現ちょっといいかどうか分からないんですが、温存するというか、そういうことでやってきたんですが、だんだんちょっとそういう状況になってきてまして、途中でその点数を15点にしました。15点でもハンディがその時点でもまだ7点だったわけですね。

今年度になりまして、その辺もいろいろ改良していこうということだったんですが、たまたま大震災に遭って、できるだけ多くのその会社から応募していただきたいということで、その点数も今回10点にしまして、ハンディも大体3点ということで、しかも範囲を今までは2市7町だったんですが、それを名取市、岩沼市を加えまして4市9町に広げました。そういうことで、結構な業者さん来るんだらうなということで期待をしておったわけでございますが、だんだんいわゆるこの大震災の工事も各地で始まってきてまして、ちょっと心配になりまして、実はこの入札についても来るんだらうか、いわゆる落札するんだらうかという心配が非常にございました。中学校の工事も早く進めなきゃならないというそういう中でございましたが、結果的に町内の2者ということになったわけでございます。金額もこういう金額になったということでご理解いただきたいと思います。

多分、業者同士は手挙げ方式なものですから、どこどこが参加とか、そういったことはわからないと思うんですが、そういうことで入札まで至ったということでございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、3点目について、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず、空調設備関係なんですけれども、エアコンにつきましては保健室、職員室、事務室等の管理諸室のほかに、パソコン教室、それから図書室に配備する予定でございます。

それから、教室の明るさの件なんですけれども、教室については天井を高くして圧迫感をなくすというようなことと、それから屋上から光を十分こう入るようなつくりにしておりますので、教室については明るさは十分足りるものと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 15号の方なのですが、そうすると4市9町に募集をかけても2者しかなかった。やはり競争が働かないと、どうしてもこのような高い落札率になってしまうのかなという気はするんですよね。そうすると、もしかしたらこの3点しかない特別簡易型総合評価落札方式、これも外さない町外からは入ってこないのか。できればもちろん町内の業者にとってはほしいんですが、ただ、落札率がこれだけ高くなると、本来の競争がなければ下がらないんじゃないかなという気がするので、ちょっとその辺のお考えを伺いたと思います。今後について。

それから、空調についてなんですが、冷房はともかくとして、ほかの教室、暖房はどのような方式になるんですか。一つずつストーブというか、ヒーターを入れるのかどうか、お聞きします。

それから、照明のことなんですが、天井が高くなればなるほど暗くなるわけですから、手元は。ですから、その辺の配慮はどうしているのか、各教室どのくらいの照明がどういう形で入るのか、伺います。

○議長（我妻弘国君） 1点目について、副町長。

○副町長（平間春雄君） 総合評価方式のいわゆる価格点以外の評点をなくしたらどうかということですが、これをなくすということは非常に大きな決断をしなきゃならないという部分もございます。当然、町内の経済活性化というのが一番ということで考えておりますけれども、競争ということになると、そこに相反する問題があるわけですが、ただ、今ここに来ましてどこの市町村に聞いても、その市内とか町内の業者さんで満杯だというようなことも聞いております。逆によそに行かないでくれという声もかけているということもございます。それで、私もこういうことがいわゆる想定されましたので、10月ころだったと思いますが、町内の方々にこういうわけで災害の工事が出るので、そのつもりでいてほしいという話を二度ほどしております。それでもそんな中で受注してきていただいているんですが、今現在状況を見ると、本当に満杯になってきているなという感じで、実際、議会案件でない入札案件でも不調も出ております。2件、3件ほどですね。ですから、この先ちょっと心配なんですが、まず町内を中心にやっていきたい。多分町外指名しても同じような状況になるのではないかなということもございます。たまたま舗装工事などは町内にないんですけれども、仙台市あたりの業者さんを指名しても、辞退されています。それが実態です。ですから、その辺業者さんたちといろいろ打ち合わせしながら進めていきたいなというふう

に思っています。

○議長（我妻弘国君） 2点目、3点目について、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず、暖房関係ですが、各教室につきましてはFF式の石油暖房機を設置いたします。そのほか、昇降口のホール等につきましては省エネタイプの床暖房を入れる予定でございます。

それから、照度関係なんですけれども、各教室、基準の照度を十分満たしておりますが、具体的には直づけの蛍光灯、2灯用なんですけれども、これを教室に9灯プラス教師部分に2灯を設置するというような中身でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 入札ですが、落札率が高かったというのは、資材や人件費の高騰というのはあるんでしょうか。前にほかのことで聞いたときに、資材についてはもう落ちついているのでそんなことはない。ただ、人件費についてはなかなか人が集まらないということとかなり厳しいので、高めだというふうにも聞いたんですが、だから99.何パーセントになったというその原因をどのようにお考えなのかを伺います。

やはり町とすれば本当にできれば町内の業者に請け負ってほしいというのはもう本当に私たちが願うところなんです。ただ、競争というのはやはりきちんと働かなければならない。予定価格とほぼ同じの落札価格ではやはり困るかなと思うので、ちょっとその要因について、高くなった要因についてを伺っておきます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○副町長（平間春雄君） 一つは、やはり先ほどお話ししたいいわゆる工事がこれからありますよというお話しして、業者さんもそれなりにハローワークとか手を打ったらしいんですが、もうゼロだそうです、人は。人は集まらないということです。それから、いま一つは、2点目は重機関係ですね。重機、ダンプ関係はすべて多分沿岸部の方を中心に行っているということです。それから、資材につきましては、議員おっしゃるとおり、ものは何か回ってきているらしいんですが、やはり需要が高い分値段もそれなりだというお話でございます。ですから、こういったいろんな要素が絡み合って、こういう結果になったのかなということでは思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 14番星 吉郎です。

17号の電気関係なんです。9月の私の一般質問したときに、町長は中学校の上に太陽光

のパネルを設置するという話があるんですが、この段階ではまだ出てこないだろうと私は思っているんですが、今から言うておかないとなぜ言わなかったとこうなるものですから、ちょっと聞きたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 太陽光発電につきましては、屋上に設置する計画でございます。内容的には19.5キロワットのパネルで、一般家庭にすれば3軒分から5軒分の電力が発電できるというような太陽光発電を設置する計画で進めております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 23都災第2801号下水道災害復旧工事請負契約について

日程第13 議案第19号 23都災第2805号下水道災害復旧工事請負契約について

日程第14 議案第20号 23都災第2806号下水道災害復旧工事請負契約について

日程第15 議案第21号 23都災第2802号下水道災害復旧工事請負契約について

日程第16 議案第22号 23都災第2804号下水道災害復旧工事請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第18号23都災第2801号下水道災害復旧工事請負契約について、日程第13、議案第19号23都災第2805号下水道災害復旧工事請負契約について、日程第14、議案第20号23都災第2806号下水道災害復旧工事請負契約について、日程第15、議案第21号23都災第2802号下水道災害復旧工事請負契約について、日程第16、議案第22号23都災第2804号下水道災害復旧工事請負契約についての5カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第18号23都災第2801号下水道災害復旧工事請負契約についてから議案第22号23都災第2804号下水道災害復旧工事請負契約についてまでの提案理由を申し上げます。

このたびの下水道災害復旧工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、管渠及びマンホールが被災し、管渠内での滞水並びに壁面からの浸入水が発生していることから、下水道災害復旧事業として国の査定を受け、工事発注の準備を進めてまいりました。

このたび実施設計が完了しましたので11月14日入札公告を行い、12月2日入札執行いたしました。なお、議案第21号及び議案第22号につきましては、特別簡易型総合評価方式での入札を行いました。

議案第18号の入札参加業者は、白幡工務店、株式会社竹有土木、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組、有限会社尾形建設の6者でありました。入札を執行した結果、白幡工務店と1億657万5,000円で工事請負仮契約を12月6日に締結いたしました。

議案第19号の入札参加業者は、白幡工務店、株式会社星工務店柴田支店、株式会社竹有土

木、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組、有限会社尾形建設の7者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と6,825万円で工事請負仮契約を12月6日に締結いたしました。

議案第20号の入札参加業者は、白幡工務店、株式会社竹有土木、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組、有限会社尾形建設の6者でありました。入札を執行した結果、株式会社竹有土木と1億7,430万円で工事請負仮契約を12月6日に締結いたしました。

議案第21号の入札参加業者は、株式会社竹有土木、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の4者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と3億6,015万円で工事請負仮契約を12月6日に締結いたしました。

議案第22号の入札参加業者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と2億3,835万円で工事請負仮契約を12月6日に締結いたしました。

以上、5件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課契約財産班長。

○財政課契約財産班長（鎌田和夫君） 下水道災害復旧工事関係の議案第18号から22号まで説明いたします。

資料の1ページ目をお開きください。

議案第18号です。この入札参加業者については、柴田町に本店または営業所を有し、土木工事の総合評点値600点以上の制限を設け、11月14日に入札を公告いたしました。

次のページ、2ページ目、入札結果調書になります。入札執行日は12月2日、予定価格は設計額です。消費税抜きで1億500万6,000円、最低制限価格は消費税抜きで8,918万9,000円です。工期は平成24年3月30日までとしています。

次に、落札者決定の流れについて説明いたします。入札額が最低制限価格以上であり、予定価格以下の範囲で最も低い価格を入札した者を落札者とします。先ほど説明しました槻木中学校の場合とは異なり、価格だけの比較となります。入札契約の方法については制限つき一般競争入札、契約金額は入札金額1億150万円に消費税を加算して1億657万5,000円となり

ます。契約の相手方は白幡工務店です。

次に、3ページ目、お開きください。

議案第19号です。23都災第2805号下水道災害復旧工事の請負契約についての議案です。入札の参加業者については先ほど説明したとおり、柴田町に本店または営業所を有する、総合評点値600点以上の業者となります。契約方法は制限つき一般競争入札、契約金額は入札金額6,500万円に消費税を加算して6,825万円となります。契約の相手方は株式会社四保工務店です。

次に、5ページ目をお開きください。

議案第20号になります。23都災第2806号下水道災害復旧工事の請負契約についての議案です。入札参加業者の資格等については先ほどと同じになります。契約の方法は制限つき一般競争入札、契約金額は入札金額1億6,600万円に消費税を加算して1億7,430万円となります。契約の相手側は株式会社竹有土木となります。

次に、資料の7ページをお開きください。

議案第21号になります。23都災第2802号下水道災害復旧工事の請負契約についての議案です。入札参加資格業者についてご説明いたします。大河原土木事務所管内2市7町と近隣市町の岩沼市、名取市、亘理町、山元町を加えた4市9町に本店を有し、土木工事の総合評点値700点以上の制限を設け、また、落札決定方法については価格と品質の両面から総合的に評価する特別簡易型総合評価落札方式を適用しました。今回の総合評価落札方式では、評価点の満点を100点とした上で、価格点を90点、価格以外の評価項目、施工実績、技術者の能力、災害対応等の5項目について総点で10点を設定し、総合得点が最も高い者を落札者とする方式をとりました。

次のページ、8ページをごらんください。

入札結果調書になります。最低入札額で応札した松浦組に価格点を90点設定します。最低入札額以外の者にはその応札金額に応じて価格評価点を計算します。最低入札額との比率で計算し、価格評価点はごらんの表のとおりとなります。次に、価格以外の評価点、左の欄になりますが、企業の施工実績、配置技術者の能力、指名停止等の処分による減点、本社所在地、災害対応等の評価点を算出し総合評価点を計算します。4者とも評価点満点の10点となります。価格評価点と価格以外の評価点の総点で、最高得点を獲得した者が落札者となります。本入札では松浦組が価格点、価格以外の評価点、いずれでも満点、最高評価獲得者となり、落札者となりました。契約金額は入札価格3億4,300万円に消費税を加算して3億6,015

万円となります。

次に、9ページ目、お開きください。

議案の第22号になります。23都災第2804号下水道災害復旧工事の請負契約についての議案です。

これも2802号と同じく、入札参加業者のエリアなんですけれども、大河原土木事務所管内の2市7町に近隣市町を含めた4市9町に本店を有する業者が参加業者になります。それと土木工事の総合評定値が700点以上の制限を設けてあり、落札者の決定法については品質と両面から総合的に評価する特別簡易型総合評価落札方式を適用いたしました。第22号にかかわる入札参加業者は3者でした。

次のページ、10ページをお開きください。

入札結果調書です。同様に総合評価落札方式による落札者の決定であり、松浦組が評価点満点で、最高評価点獲得者となり落札者となりました。入札価格は2億2,700万円です。契約金額は価格に消費税を加算して、2億3,835万円となります。

以上、入札契約にかかわる説明となります。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 次、補足説明、上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、ただいま議題となりました議案第18号23都災第2801号下水道災害復旧工事請負契約についてから、議案第22号23都災第2804号下水道災害復旧工事請負契約についての5議案について、詳細説明をさせていただきます。

柴田町の公共下水道は、東日本大震災によって大きな被災を受けました。特に、土質の軟弱な地域において被災が多く見られ、地震動による地面の液状化によりマンホールの浮き上がり初め、埋設される下水道管にたるみや蛇行が生じ、流れが阻害される状況となりました。このことから、柴田町を6区域に分け災害申請を行い、査定を受けて今回契約案件として提案させていただきました。

まず、議案第18号であります。

お手元に配付の議案第18号関係資料の図面をごらんください。

工事名が23都災第2801号下水道災害復旧工事であります。下水道の処理区域は柴田第1処理分区となります。まず、処理分区について説明させていただきます。柴田町の下水道管は流域下水道の本管に接続されてきますが、どこでも接続していいというわけではなく、あらかじめ接続する場所が決められています。柴田町では15カ所での接続が認められており、その1カ所に集まってくる下水道の区域を処理分区と言います。柴田町の下水道はこの15カ所

のほかに清住、西住地区が大河原町と一緒に流域に流れ込む大河原第1処理分区があります。

図面を見ていただきたいと思います。目印として役場としばたの郷土館を黒丸で表示しておりますが、船岡西並びに船岡中央の区域となります。復旧延長は1,733.1メートル、開削工による管渠復旧工が1,731.3メートル、マンホール復旧工1.8メートル、マンホール部分復旧工92カ所となります。マンホール復旧工については既存のマンホールを一時撤去し、再度高さを調節して入れかえるもので、表示は延長であらわされます。標準的なマンホールは内径が90センチでありますので、延長1.8メートルはマンホール2カ所となります。マンホール部分復旧工はマンホール全体の撤去をせずに、一部の部材の交換や撤去によって高さを調節したり、マンホールの壁面のクラックに対して修理を行うものです。箇所数92カ所は補修の箇所数をあらわしており、マンホールの箇所数ではありません。部分復旧工のマンホール数は84カ所となります。例えば、1カ所のマンホールに高さを調節する部分が1カ所、クラックを修理する部分が1カ所あった場合については、マンホール部分復旧工の箇所数は2カ所となります。

図面の凡例を見ていただきたいと思います。開削工法による管渠入れかえを青線に表示、水色は推進工法による入れかえとなります。緑の点線が管渠部分復旧工で、管はそのままに内側から管を更生する工法です。高さのフリック等が生じておらず、水漏れやひび割れ等に対して対応する工法です。マンホール復旧工並びにマンホール部分復旧工は、Dパターンがマンホール復旧工、それ以外は部分復旧工となります。マンホールの修復方法によってパターン分けしています。

なお、この工事については開削工法のみであり、推進工法、更生工法はありません。この工事については特に船岡西に被害が集中している状況になっております。

続いて、議案第19号の2805号の図面をお開きください。

縦の図面になっております。処理分区は柴田第11処理分区で、船岡東、船岡南地区となります。復旧延長が1,116.4メートル、管渠復旧工は開削工法で1,115.5メートル、マンホール復旧工は0.9メートルで1カ所となります。マンホール部分復旧工は54カ所、マンホール数で49カ所となります。特に被害が集中しているのは船岡東4丁目、船岡東神山前地区となります。

次に、議案第20号、2806号の図面をお開きください。

処理分区は大河原第1処理分区で、船岡西住、清住、大住地区となります。復旧延長が

2,445.5メートル、管渠復旧工が開削工法で2,439.4メートル、マンホール復旧工が6.1メートルで、マンホール数は7カ所となります。マンホール部分復旧工が86カ所、マンホール数は77カ所となります。この区域は地盤の関係から被害が集中しており、大河原町も隣接する区域に被害が集中している状況です。

次に、議案第21号、2802号の図面をお開きください。

処理分区は柴田第2処理分区と柴田第12処理分区で、船岡新栄と船岡土手内になります。復旧延長が4,206メートル、管渠復旧工が開削工法並びに推進工法で4,200.6メートル、推進工法の箇所は船岡土手内で、図面上部の左側の部分と船岡新栄の図面下、船岡中学校の表示の下の部分に位置する新栄通線歩道部に埋設されている下水道管です。推進工の延長は294.9メートルとなります。土手内地区の柴田球場手前の部分並びに船岡中学校下の南北に延びる路線は表示がわかりにくいですが、下水道管の部分更生工を行う箇所です。次に、マンホール復旧工が5.4メートル、マンホール数は6カ所となります。マンホール部分復旧工が138カ所、マンホール数は122カ所となります。船岡新栄1丁目、2丁目、3丁目に被害が集中しているのがわかります。

次に、議案第22号、2804号の図面をお開きください。

槻木の区域となります。処理分区が柴田第6、第7、第8、第10の四つの処理分区となります。槻木余目、槻木西、槻木駅西に被害が集中しております。復旧延長が2,297.5メートル、管渠復旧工が開削工法並びに推進工法で2,295.7メートル、推進工法の延長は123.8メートルで、延長の長い場所は槻木中学校上部の四日市場神明となります。ほかに短い延長で横断管渠の下越し等5カ所あります。次に、マンホール復旧工が1.8メートルでマンホール数は2カ所、マンホール部分復旧工が101カ所でマンホール数は97カ所となります。

現在、下水道災害復旧工事は単年度予算となるため、すべての工事を平成24年3月30日までの工期としておりますが、事業量が非常に大きいことから、今後明許繰り越しを行い、平成24年度中の完成を目指したいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） すべての議案に関連するんですけども、この資料の地図を見るとかなり範囲が広いと。それで、私も3月11日以降町内見て、マンホールとか歩道とか車道、かなりやられていたと。でも、今回これで下水道なれば、町民としては少しでもありがたいん

ですが、年度末というところの市町村も工事なんかで渋滞すると。今回これ契約があす以降できるということになると、町民からすると今まで以上にこういった工事で町内の通行が渋滞するんじゃないかと。私が申し上げたいのは、やはり町民にそれなりにこういうように工事で混雑が今まで以上に予想されるという注意喚起というか、周知ですね。

それと、場合によってはよそから来る人が柴田町内入ったらいろんなところで通行どめだ、片側通行だということで、やはり外部から来る人に対してもどこかでわかるような方法というのをとるべきじゃないかと。

それと、業者の方では工事やるために警察の方にそういう許可取るんでしょうけれども、町からも改めてこれから年度末の3月31日まで町内でかなり工事があるということ、やはり警察の方にも改めて言って、それなりのお互い対策とりたいというんでしょうか、とるといふ連携を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 先ほども申し上げましたように、範囲が非常に広い範囲で被災を受けているわけですね。今の段階では3月30日までというふうな工期になっていますけれども、明許繰り越しをして、24年度中というふうなことで考えていますので、この一つの工事でも、これ、じゃ一気にかかるのかというふうになると、そうではなくて、今下水が流れていっている家をとめるんじゃなくて、下水を流したままポンプで汚水をかきながら工事をしていきますので、1スパンずつこなしていくというふうな形になります。ですから、何パーティー同時にかかっているのかというふうなことは、今後業者さんと話をしていくことになりますけれども、一斉にいろんなところにかかるんだというふうなものではなくて、一つのスパンずつ工事をして進めていくというふうな形になっていくというふうにご考慮しております。ですから、例えば多いところで2パーティー、3パーティーというか、二つ、三つの部分でやっていくというふうな形になっていくと思います。そういうようなことで、この図面だけを見れば、一気にかかってどこもここも工事かというふうな形に見えますけれども、現実的にはそうではないというふうなことです。

説明会、いや、説明会じゃなくて広報の関係ですけれども、この部分を一気に広報紙に載せるとしても、情報量が限られていますので、なかなかこの部分はどこの業者さんが請け負いましたとか、そういうふうな情報を広報誌等では載せることにして、現実的にはある程度工程が決まれば、そこの部分の方たちにお知らせと1軒1軒説明して歩くようなそういうふうな手法が一番現実的かなと。期間も非常に長くかかりますので、最初は説明会を開い

てやっても、やはり部分、部分の方たちがそのいつごろここなんだというふうなことが一番重要だと思いますので、1軒1軒いろいろ説明して歩くのが現実的な方法なのかなというふうには思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 資料で契約期間というのが私3月30日までとなっていたもので、今の説明で繰り越しですか。ただ、逆に言うと、ここに上げられている工事だけでも最終的にはいつ完了という計画なんではないでしょうか。ここに上げた、議案に上げた下水道工事。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） あくまでも24年度中、今の段階ではですね、24年度中に完成させたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） やはり住民への周知というのが一番大事だと思います。それで、一番住民の方が知りたいのは、下水道の補修工事なのか、道路の補修なのか、とにかくうちの前がごちゃごちゃになっていると、いつ直るんだというようなことがありますて、ですから道路補修の方も含めて、やはり何らかの方法をとってそれぞれの地域の住民の方に説明する必要はあるのかなと思います。

あと、個別にそのはっきり細目、いつからやると決まったときは、やはり先ほど言ったように紙ベースでこう入れて歩くとか、そういうのが必要だと思うので、ぜひそれはやってほしいなというふうに思いますし、24年じゃなくて期間が24年3月までということになっているんですが、その地域の、地域というか、その工事のある程度のスケジュールみたいなのはまだ予測立てられないのかなということがあります。

それと、一般家庭ね。個別の家庭でこの工事によって何らかの影響が出るのか、出ないのか。先ほどの話では何かブロックごとにこうやっていって、家庭には影響しないようにやるようなことの話の中で、だったら家庭ではもう別に普通普段のように使っているのかどうかというのがちょっといま一つわからなかったのが、その辺もお願いします。

それと、処理区分15カ所に分かれているというふうな話があったと思うんですが、これ、こう見ていきますと、それぞれの区分の調査ブロックということで入っていますが、これで町内のすべての区分がカバーできているのかどうか。そして、これですべて、この今回の入札の予定で下水道の補修については必要な分はすべて完了すると、全部カバーできるというふうなとらえ方でいいのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） まず、1点目の道路災なり下水道災がごちゃごちゃで、住民がどこを何をやっているのかわからないというふうなことで、当然今回の災害については下水道で上の部分の舗装までやるものと、道路災で上の部分をやるものと2種類あります。当然、その下水道の方の進め方としては、道路災と二重になる分ですね、ダブる部分については、そういう部分を下水道の工事としては先行していきたいなど。早く終わらせて道路の方の舗装の方に引き継いでいくというふうな形にしたいとは思っています。ですから、そういうふうなことでの説明というのは確かに必要なのかなというふうには思っています。

それから、スケジュールですけれども、これにつきましてはまだ業者さんと打ち合わせをしていませんので、どういった、どのくらいの期間がかかるというふうなこと、それからこの部分はいつごろまでの予定だというふうなことは、今後業者さんと詰めていくというふうな形になります。あくまでも24年度中にすべて終わらせたいというふうに考えております。

それから、個別への影響というふうなことなんですけれども、一番影響するのはやはり自分の宅地にとめている車ですね。駐車場、車の出入りが非常に難しくなるなというふうには思っています。というのは、今までの工事ですと、何も無いところに下水道管を入れていくものですから、いろんな、例えば水がえの管だけでいいんですけれども、今回は上流の部分でとめて、それを下流の方に流すとか、汚水をですね。それから、各家庭の汚水を今度一回ポンプでまくむとか、そういうふうな排水のための管がいろいろその家の前を横断したりとか、そういうような形になってきます。ですから、通行どめになったりとか、そういうような箇所というのが非常に多くはなると思うんですけれども、自分の宅地に車を入れられないというふうな状況がそのスパンの工事をするときに出てまいります。ですから、駐車場をやはりこまめに設定をしていって、この区間が終わるまではそこにとめてくださいというふうなお願いを住民の方々にしていきながら進めていかなくちやないかなというふうに思っています。

それから、15処理分区というふうなことでの柴田町はその処理分区になるわけですけれども、この5件のほかにもう1件、工事が発注されています。それは予定価格が5,000万円以下なものですから、今回の議会の案件にはなっていないというふうなものです。その6件ですべてが今回の災害については発注が終わり、そのほかに今回の災害のほかにマンホールが災害以降にそのマンホールの周辺部分が舗装が沈下したとか、そういう部分については修繕で今その都度対応をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 下水道工事やって、よく管なんか埋設した後一たん埋めて、そして仮舗装みたいな形して半年なり1年あれしておいて、後で本舗装するというような手順になっていると思うんですけども、今回その開削工事等もあるようなんですけれども、これが下水道工事として24年3月までその本舗装というか、きちっと最後まで仕上げる段階が24年3月30日というふうにとらえていいのか、いろいろ下水道の補修だけやって、あと落ちついてから舗装するというようなことで、これより先まで少し道路補修の方が後からなるというようなことを考えたときに、ちょっと道路の方にもお尋ねしますけれども、そこまで含めて24年3月以降までかかる可能性もあるのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 実は今回災害査定の方には、仮舗装して、舗装の本復旧をしますというふうな申請をしました。ですが、仮舗装は認められませんでした。そういうようなことで、まずはその砕石で埋めて、あとはもう一回はがして舗装の復旧をするというふうなことになりますけれども、今回は埋め戻しについては掘った、砂の部分になっているんですけれども、砂にセメントを混ぜて、埋め戻しをしていくというふうな形にしております。そういうようなことで、従来のこの砂だけの埋め戻しとはまた若干違うのかなというように感じはしています。そういうような形で、今回は仮舗装は認められなかったというふうになります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） お願いというか、これから長い期間に下水道工事始まるんですけども、掘削とかそういうふうになりますと、今、地盤が緩んでいまして、余震もありますけれどもね。特に注意していただきたいことは、ブロック塀とかそういう基礎、その隣接されるその箇所ですか、これ確認して工事に入らないと、後でクラック入っていたとかね。それが結局、業者または町の方に苦情になるのが多いんですね。今までも随分あったんですけども、今こういう状況ですと、可能性とすればあるし、また、現実のブロック塀とか基礎の中にクラックが入っているところあると思います。そういういろんな問題出ますので、そういう予測じゃなくて確実にある、現実にありますからね。だから、そこを確認されて、安全と結局トラブルのないようなやはり工事を遂行していただきたいと思いますので、これは答弁じゃなくて、十分にお気をつけてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、23都災第2801号下水道災害復旧工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、23都災第2805号下水道災害復旧工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、23都災第2806号下水道災害復旧工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、23都災第2802号下水道災害復旧工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、23都災第2804号下水道災害復旧工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第2号 専決処分の報告について（平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（我妻弘国君） 日程第17、報告第2号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

本工事につきましては、平成23年第5回臨時会で請負契約締結の議決をいただいて、工事を進めてまいりましたが、工事内容に一部変更が生じたため増額変更を行いました。

主な変更内容は、校舎の解体に伴い通学路が変更された生徒たちの安全を考え、敷地内の砂利敷きの通路の追加変更、また、解体する校舎屋上のアスファルト防水撤去数量がふえたための変更及び下水道へ接続したため不要となった浄化槽の解体工事の追加による変更であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告について、報告理由の詳細説明を申し上げます。

初めに、お配りしておりますA3の図面、平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）をごらんいただきたいと思います。

槻木中学校校舎改築工事は、平成23年第5回柴田町臨時会において契約議決をいただいて工事を進めてまいりました。今回の主な変更概要についてご説明いたします。

初めに、図面の赤い斜線部分に変更対象箇所になります。赤文字が変更内容の表示となっております。ページ右側の枠で囲ってありますが、今回の変更内容でございます。中段の

①ですが、仮設道路設置工につきましては、仮設校舎北側に生徒の駐輪スペースとして砂利を敷いております。駐輪スペースは当初校舎南側を想定しておりましたが、給食車等の通行や生徒の出入りなどを考慮し、場所を変更したものでございます。また、旧校舎の北側に通学路を設置いたしました。道路が狭く歩道がないため、学校敷地内のフェンス沿いに砂利を敷き、生徒の安全を確保いたしました。工事に係る費用は34万円となります。

次に、②の屋上防水撤去工につきましては、建設から46年が経過し、雨漏り改修のためアスファルト防水が二重にありましたので、撤去、分別処分量が増となったものでございます。工事に係る費用は120万円となります。

③の浄化槽解体工につきましては、下水道への切りかえ工事が終わりましたので、校舎北側に設置されておりました浄化槽を解体、撤去するものでございます。工事に係る費用は100万円となります。

④の備品類撤去処分工、重量物運搬工は、仮設校舎へ移転する際に、金庫やピアノ、ロッカーなどの重量物の運搬について自力ではできないものを機械を使い実施いたしました。また、特別教室などに設置されていた木製のたなやロッカーを処分する必要があり、追加したものでございます。工事に係る費用は162万円となります。

⑤の外部通路照明工は、生徒、職員、来客者の安全を図るため、LED街灯を仮設校舎周りと仮設通路沿いに設置したものでございます。工事に係る費用は30万円となります。

以上により、446万400円の増額変更を行ったものでございます。

それでは、報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

本日付で町長名となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

平成23年10月19日議決の平成22年度槻木中学校校舎改築工事（1期工事）（繰越明許）請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年12月9日付で専決処分をしております。

契約の金額ですが、変更前が5,995万5,000円、変更額が446万400円、変更後でございます。

が、6,441万5,400円という内容でございます。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 課長、報告第2号の柴田町長の前に、平成23年12月15日、本日付というんですけども、13日になっていますよ。

○教育総務課長（小池洋一君） 失礼いたしました。

平成23年12月13日付の誤りでございました。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号専決処分の報告を終結いたします。

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成23年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12日の開会から本日まで本会議でのご審議を賜り、まことにありがとうございました。ご提案申しあげました議案、人事案件1件、条例案件6件、指定管理案件1件、補正予算6件、追加案件として工事請負契約案件8件の22件、すべて原案可決の議決を賜りました。

その主なものといたしまして、3月の大震災以来、町民の皆さんには大変ご不便をおかけ

してまいりましたが、復興への事業であります町道の復旧、下水道の復旧に国、県から満額に近い事業の採択を受けた工事を初め、長年の懸案でありました槻木中学校校舎改築工事にも承認をいただき、いよいよ新築に向けてスタートを切ることができました。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

さらに、今議会では、コンパクトシティの各拠点となるであろうエリアに対してのスポーツ・文化施設の建設の可能性についても言及することができるようになり、復旧から復興へ、そして新生柴田の創造への道筋をある程度示すことができた議会になったというふうに考えております。

しかし、一方で放射能への不安が払拭し切れないのも事実であります。幸い、学校給食や保育所の給食について試験的に測定いたしましたところ、今のところ10ベクレル以下の数値となっておりますので、今後とも空間放射線量測定値の拡大や定期的な食材の放射能物質の測定を行い、町民に正しい情報を的確に伝えてまいりたいというふうに考えております。

まだまだ多くの課題は山積みしておりますが、議会と十分なる協議のもと、これからも町政を進めてまいりますので、議員各位のご指導とご協力を改めて申し上げる次第でございます。

ことは大震災に始まり、猛暑、そして台風という自然の脅威を改めて思い知らされた年でもありました。こうした困難な状況の中においても、お互いのきずなで住民の皆さんが助け合い、支え合う人の思いやりとやさしさ、そして人間の生きる強さを改めて感じた1年でもありました。ことしも残りわずかとなりましたが、ことし1年間の議員各位のご指導に感謝申し上げますとともに、3万8,000人余りの町民の皆さんがご健勝で新たな年を迎えられるようご祈念申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） 以上をもちまして平成23年柴田町議会第4回定例会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

午後2時37分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月15日

議 長

署名議員 番

署名議員 番